

# 政策資料

No.289 《復刊184号》  
1990年10月1日

巻頭言 村山富市 .....1

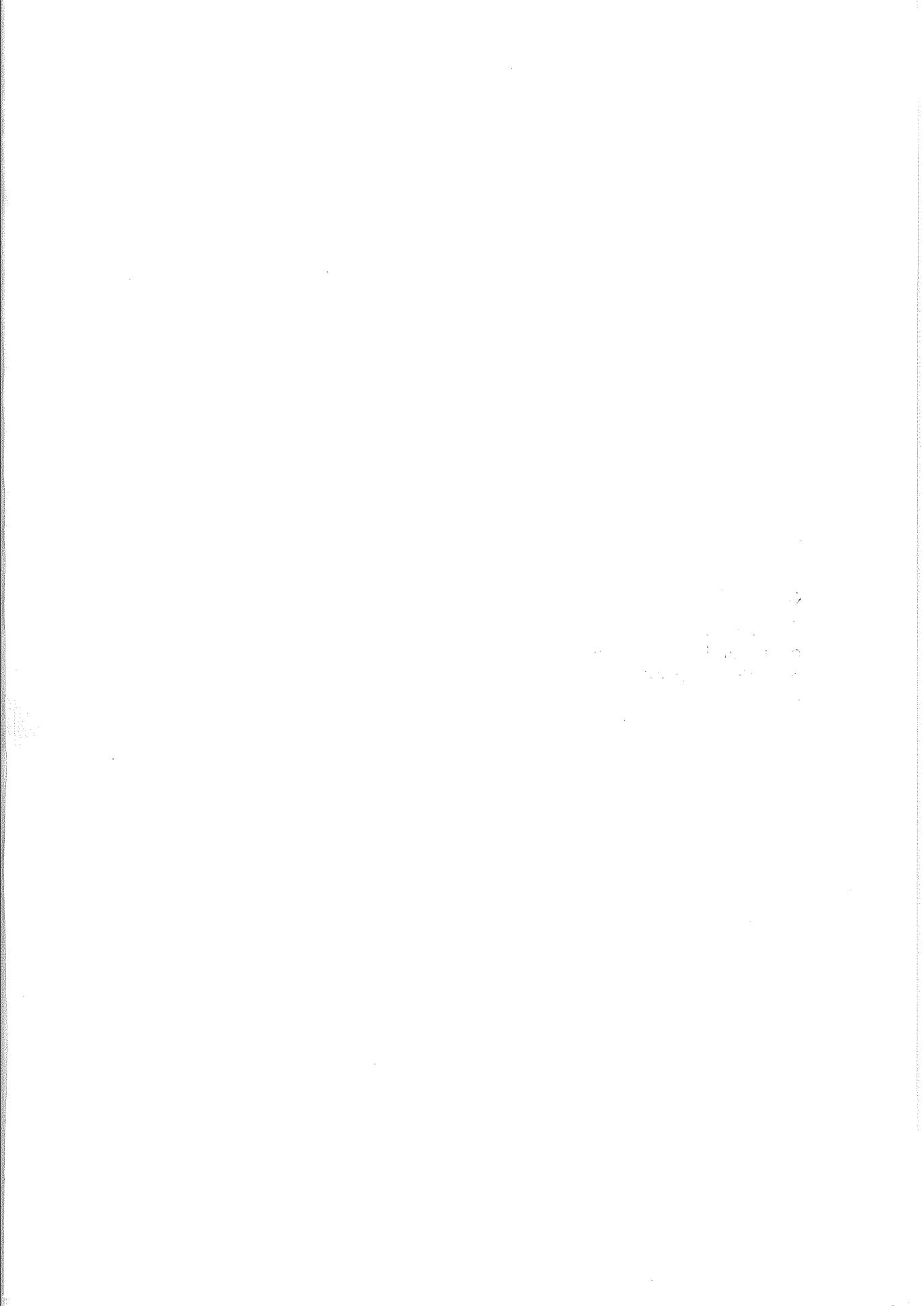
## 〈特 集〉

### I 中東問題関係

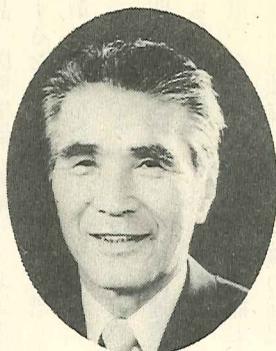
- 談話（書記長） .....2
  - 中東情勢にたいするわが党の態度 .....3
  - イラクのクウェート侵攻・併合問題の平和的解決の方策について .....4
  - イラク政府による人質の一部解放に関する談話 .....6
  - イラク大使との会見要旨 .....7
  - イラク・クウェート問題への対応策について（案） .....8
  - 日・ソ外相会議について（談話） .....8
  - 書記長談話 .....9
- ### II 第12回統一自治体選挙政策総論
- 福祉の21世紀・日本を地域から築こう .....10

## 〈資 料〉

- 林業労働法案
  - 森林政策関係特集（続） .....21
- 林業労働法案要綱 .....37
- 1991年度予算並びに失対事業再検討にあたっての申し入れ .....42
- 1991年度森林・林業予算編成についての申し入れ .....43
- 人事院勧告に対する談話 .....45
- フォローアップによっても消費税の矛盾と欠陥は明白（談話） .....46
- 申し入れ（産業廃棄物処分場） .....47



卷頭言



## 予算編成に注目する

# 富市山村

来年度予算の概算要求が八月三日各省庁より提出された。一般会計は七一兆一一五八億円で七・四%増、別枠で設けられた「生活関連重点化枠」二〇〇〇億円に対しては五・七倍の一兆一四八一億円となっている。これから年末の政府案決定に向けて予算編成作業

政府案決定に向けて予算編成作業がスタートすることになる。来年度予算は、日米構造協議で決着をみた公共投資四三〇兆円をうけた初年度の予算であるだけに、予算編成に取り組む内閣の姿勢に注目したい。

会の長期的な発展の基礎固めを行つていくためには、公共投資による社会資本整備を計画的に推進する必要がある」とし、そのためには「公共投資は今後ますます多様化、高度化する国民のニーズに対応し、重点的に配分していく必要がある」と述べている。

果して、そうなるだろうか。ちなみに、これまでの公共投資の実績を過去一〇年間の一般会計公共事業の構成比でみると殆んど変化はなく硬直化している。各省庁横ならびにこれまでの実績がそのまま踏襲されているのである。豊かさを実感できる国民生活に向けて、どの事業に重点を置くべきかなど政策的優先度に基いて思い切つ

や住宅など総合的な高齢者福祉政策の確立が緊急の課題であることは論をまたないところだが、それでも諸外国と比較して、介護やりハビリが量・質ともにきわめて立ち遅れていることは指摘しておかなければならない。介護の主力となるホームヘルパーの人口一〇万人あたり人数は、日本二二人、イギリス一二六人、フランス一二〇人、デンマーク五二七人、理学療

（むらやまとみいち・衆議院議員）  
施し、経費の六〇%以上は地方自治体が負担している現状からすれば、財政力が弱く負担に耐えられない市町村が社会資本投資においても取り残されることになる。財政措置について特段の配慮が必要である。公共投資の錦の御旗が「生活の質の向上」に思い切った発想の転換ができるかどうか大いに注目している。

法士、作業療法士は、日本九人、イギリス二九人、フランス六八人、スウェーデン一一三人となつてゐる。建物や施設は予算さえつけば充足することはできるが、看護や介護に携わる職員の確保はそれほど簡単ではない。健康で安心して生涯を過ごせる長寿社会確立のために、最も必要とするマンパワーの確保など人的投資が欠落しているように思われる。重点的な配慮がなされるかどうか注目したい。

# 注目する

## 村山富市

### 政策審議会副会長

た配分ができるかどうか注目した  
い。更に基本計画には「本格的な

- 1 -

特集

I 中東問題関係

一九九〇・九・一四

談話

日本社会党  
書記長 山口鶴男

一、本日、政府は、中東問題をめぐる当面の日本の「貢献策」として①中東湾岸諸国にたいする資金援助、②医療協力団の派遣、③医薬品、医療機器、食糧など非軍事物資を輸送するための航空機、船舶の借り上げ等の対策を決定した。

一、今回のイラクのクウェートへの侵略・併合は、明らかに国際法ならびに国連憲章に違反する侵略行為である。したがって、①イラク軍のクウェートからの即時撤退、②クウェートの独立・主権・国境の回復と保障、③侵略によって生じた人命その他の被

害に対する補償などを実現することが緊急の課題である。また、「人質」とされたイラク・クウェートの在留外国人の速やかな解放・出国が実現されなければならない。

一、わが党は、憲法の平和主義と国連憲章の基本に立つて非軍事的手段による平和的解決をめざし、国連のイニシアチブによる和平の努力を全面的に支持する。当面の人質問題、難民救済、外国人労働者の人命保護などについては、日本政府は、国連決議に基づき、国連諸機関が中心となつて対処するよう働きかけるとともに、人道上、民生上

の協力、経済的・財政的な困難におちいつている周辺諸国等への支援を積極的に推進すべきである。また、わが党が提唱した「国連平和保障基金」の実現をはかり、これに、わが国は積極的に資金を拠出し、国連の平和的活動費用にあてる必要がある。

一、海部首相が、本日の記者会見で打ち出した「貢献策」のなかの「湾岸における平和回復活動に対する協力」の内容は、多国籍軍の軍事行動の後方支援であるといわざるをえない。わが党は、日本国憲法の精神および国連中心主義の立場から、これを認めることはできない。政府は、貢献策の対象、内容、形態等を明確にして、多国籍軍とは切り離し、国連中心の貢献策を再検討すべきである。

一、政府・自民党は、中東問題への貢献策の策定過程で、新規立法などによる自衛隊員の派遣を検討しているが、これは、自衛隊の海外派兵、集団的自衛権の行使への道を

開くものであり、日本国憲法の立場からしても、日本国民としても断じて容認できない。また、外務公務員その他に形をかえた自衛隊員の派遣も認められない。日本政府

は「武力による威嚇または武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という日本国憲法の原点に立つて対処すべきである。

ので、きびしく警戒しなければならない。  
日本は、国連活動への参加・協力においても平和憲法の前文と第九条にてうし、いかなる事態にあっても、非軍事的・平和解決の方向をめざすべきである。

一九九〇・八・三〇  
(第二回中央執行委員会)

## 中東情勢にたいするわが党の態度

### 日本社会党

一、国際法と国連憲章に違反したイラクのクウェートへの侵攻・併合と、これに対抗する米英を中心とする多国籍軍の展開によつて中東の緊張は激化し、東西冷戦終結後の国際情勢に新たな危機をもたらしている。それは、軍事的な面にとどまらず、経済・社会など多面にわたっている。この国際的危機を軍事的手段によらず、平和的に緊急に解決するために、わが国は、最大の努力をはらうべき任務をもつてゐる。

一、この問題に対するわが国的基本姿勢は、日本国憲法の精神のもとに国際連合を中心とし、國連の活動に日本が協力できる法体制に改めるとして、憲法を改正し、あわせて自衛隊法等関連諸法令の改正を行うべきだという論議がおきてゐる。また、政府も今回の中東にかかる貢献策の策定の過程を通じて国連活動への軍事的協力を容易にするための法改正と新法の制定を表明している。この言動は明らかに自民黨の党是である憲法改正を一挙になしとげようとするも

のため、わが党は全党をあげて努力するとともに、海部内閣がこの基本に立つならば、政府施策への全面的な協力の用意がある。

一、最近、自民黨の一部に、この際、米ソ協調の国連の活動に日本が協力できる法体制に改めるとして、憲法を改正し、あわせて自衛隊法等関連諸法令の改正を行うべきだという論議がおきてゐる。また、政府も今

一、わが党は、中東情勢の緊迫化にかんがみ、衆・参関係委員会の閉会中の審議にとどまらず、直ちに臨時国会の召集を強くもとめる。



# イラクのクウェート侵攻・併合問題の平和的解決の方策について

日本社会党

一、イラクの今回のクウェートへの侵攻と併

合は、いかなる口実を設けようと、明白な国際法違反、国連憲章違反の「侵略行為」である。したがつて、

- (1) イラク軍のクウェートからの即時撤退
- (2) クウェートの独立・主権・国境の回復、保障

(3) 侵略によつて生じた人命その他の被害に対する補償

は、堅持され、実現されるべき基本的課題である。

二、この課題の達成においては、平和的・非軍事的解決が何よりも優先される。武力行使、武力衝突は、大量の人命の喪失、石油施設を含む国土の破壊、一層深い憎悪と对立をもたらしかねず、その被害は結局、最も弱い層にしわ寄せされることとともに、世界経済にも深刻な打撃を与えることになる。したがつて、話し合いのテーブルやチャンネル

づくり、具体的解決諸条件の提示などの政

治的努力が、集中的かつ多様に行われる必要がある。そのためには、アラブ諸国の努力もさることながら、何よりも国連の役割が重要であり、国連の平和維持および平和的解決の機能とその強化を最も重視すべきである。

三、その方法、可能性はいくつか考えられるが、大きくは次のように分けられる。

(1) 国連安全保障理事会が八月二日に行つた「即時・無条件撤退」要求決議、八月六日の「全面的経済制裁（医療物資と人道的条件下の食糧を除く）」決議、八月九日の「すべての外国人の出国許可要求」決議は、問題解決まで堅持され、順守されるべきである。

(2) サウジをはじめ周辺諸国の国境の不可侵、クウェートの独立と主権の回復のために、兵力の相互撤退、クウェートへの

国連平和維持活動の展開などの打開策をもつて政治的に解決するよう全力をあげ、その努力に各国が協力する。

(3) イラクのこれ以上の軍事行動の拡大（たとえばサウジのあるいはヨルダンへの侵攻）、クウェート占領の永久化、あるいは在留外国人への処遇如何によつては国連軍の結成と介入の可能性がありうるが、これは真に「最後の手段」であるべきである。

(4) いずれにせよ、イラクまたはフセイン大統領に対する懲罰や報復を目的としたり、その感情を先行させるのではなく、あくまで前述の「課題」の実現のために冷静かつ柔軟な対応をすることが肝要である。

## 四、日本のとるべき態度・政策

日本は憲法前文の平和主義の精神にもとづき、第九条の「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」との規定に従つて今回の問題に対処すべきである。また、その主要な方法は、国連中心とし、国連の平和維持・平和的解決の役割・機能の強化拡大をめざすべきである。政府・自民党の中には、米国の政府や「世論」への配慮を優先させたり、この機会に日本の軍事的貢献への道を少しでも拓げようとする意

図から、この基本的立場を逸脱する言動が見られる。このような態度は誤りであるばかりか、事態の平和的解決に逆行する危険性さえあり、厳正な区別と検討が行われるべきである。この立場からわれわれは、日本がとるべき以下のような基本的態度、政策を提起する。

- (1) 日本は現在、イラク、クウェートからへの石油輸入、両国への輸出の禁止、両国への投資、融資、その他資本取引の停止、イラクへの経済協力の凍結、を内容とする経済制裁を実施している（八月五日決定）。基本的には、この措置は堅持すべきであるが、両国在留の日本人に対する送金（その後解除）や、日本の主権の及ばない日本系在外法人に対する適用の範囲など、適正な微調整が今後も必要である。
- (2) 今回の問題解決にあたっては、軍事的手段によることを極力避け、外交的努力と経済制裁を主とすべきである。米英に主導された「サウジ防衛」をかけた派兵行動（新たな軍事衝突の可能性、あるいはそれをきっかけとしたイラクへの軍事的懲罰行動の可能性）危険性をはらむ）への協力、支援に日本の対応策をしぼりこんでいくのは誤りである。日本は安保理決議の経済制裁を維持しつ

つ、国連の枠組みの活用に全力をあげ、アラブ諸国の対応にも留意しながら、イラクとの間の説得・対話の接点をも拡大し、早期の和解と前記課題の達成のインシアタイプ、あるいはその条件づくりが可能な余地を保持していくべきである。

この点で、デクエアル事務総長の和平努力を支持し、これに全面的な協力をを行う。このような立場は、「世界の警察」と「国家による人質作戦」の対決という膠着状態を開拓していく上で、今後有効性を持つてくると思われる。この立場で軍事衝突の回避を最大限はかりつつ、サウジ国境での兵力引き離し、兵力の相互削減、国連による平和維持活動の展開などを通じ、クウェート国境の保全、クウェートの独立と主権の回復が図られるべきである。

- (3) 「人質」問題は、前記の平和的解決の努力とあわせ、また独自の課題としても解決に全力を注ぐ。このため、国際世論の結集、国連の調停、イラクとの直接・間接の対話、交渉などを精力的に追求す

(4)

「多国籍軍」等への後方支援ではなく、わが国独自の立場で、周辺諸国における難民対策や医療・通信・運輸などの民生事務などの必要のため、国連がその責任において緊急援助体制をつくるよう強く働きかけるとともに、日本はこれに積極的に資金・機材の提供、文官および民間人の派遣を行う。さらに、既存のU.N.H.C.R.（国連難民高等弁務官事務所）、W.H.O.（世界保健機構）、ユニセフ（国連児童基金）、U.N.D.P.（国連開発計画）などの国連機関、あるいは国際赤十字などに機敏な対処を促すとともに、その活動に積極的な支援協力を行う。

(5) 経済制裁の実施、難民の流入、出稼ぎ労働者の大量の失業や帰国などのため、経済的、財政的な困難に陥った途上国に対することは、日本は緊急の経済協力、医療その他の人道上・民生上の救済措置を実施する。

(6) 資金的には、前記費用の積極的拠出とともに、「国連平和保障基金」を設け、これに応分の拠出をすることとし、その基金の運用は、国連事務総長または安保理事会が行うものとする。この基金は、国連が行う平和的解決のための活動費用、難民対策・民生支援等の費用にも充てら

れる。

## 五、日本がとるべきでない政策

(1) 政府は八月二九日に発表した「貢献策」

の中で、「多国籍軍」への支援協力を打ち出した。その内容は、民間航空機・船舶の借り上げによる食料・水・医薬品等の輸送協力、防暑・水確保のための資機材提供、一〇〇名目標の医療団派遣、各國の航空機・船舶の借り上げ経費等の一部の資金協力などである。これは明らかに「多国籍軍」の軍事行動に対する後方支援であり、これらのための支出は軍隊派遣国への軍事援助・軍事費提供である。

「多国籍軍」は、国連によって組織されたり、オーソライズされたものではなく、サウジなどいくつかの湾岸諸国が、それに二国間で、あるいはアラブ首脳会議の決議にもとづいて、軍隊派遣を要請し受諾したものである。したがつて日本は、このような軍事援助にわたることは憲法上も行えず、政治的にも適切でない。

(2) 米国からの軍事費提供の要請については、同様に直接的な資金提供はもちろん、「在日駐留軍経費」の増額の形でも行うべきでない。

(3) 国連憲章第四二条にもとづく「国連軍」が結成された場合、日本はこれへの自衛隊の派遣は憲法上できない。国連軍の後

方支援という形態であっても、軍事的参加・協力の性格は強く、自衛隊または自衛官の派遣は行うべきでない。

一九九〇・九・二

# イラク政府による人質の一部解放に関する談話

日本社会党中央東問題対策プロジェクトチーム

委員長 久保田 真 苗

一、本日イラク政府は、厳しい国際世論におされ、外国人人質となっていた日本人の女性と子ども七〇人について解放した。紛争

三、この紛争が長引くことは、政治的、經濟的にも世界を危機に陥れるものであり日本政府ならびに関係諸国は、その平和的解決のために国連中心になお一層の努力をすべきであり、わが党も独自の立場から引き続き努力を続けたい。

二、国連が既に決議を行つてゐるが、政府は、残る日本をはじめ多くの外国人が軍事施設や石油など重要産業施設に人質として不正にも拘束されていることは国際法上及び人道上にも許されないことである。よつて引

きでない。

（1） 政府は八月二九日に発表した「貢献策」の中で、「多国籍軍」への支援協力を打ち出した。その内容は、民間航空機・船舶の借り上げによる食料・水・医薬品等の輸送協力、防暑・水確保のための資機材提供、一〇〇名目標の医療団派遣、各國の航空機・船舶の借り上げ経費等の一部の資金協力などである。これは明らかに「多国籍軍」の軍事行動に対する後方支援であり、これらのための支出は軍隊派遣国への軍事援助・軍事費提供である。

「多国籍軍」は、国連によって組織されたり、オーソライズされたものではなく、サウジなどいくつかの湾岸諸国が、それに二国間で、あるいはアラブ首脳会議の決議にもとづいて、軍隊派遣を要請し受諾したものである。したがつて日本は、このような軍事援助にわたることは憲法上も行えず、政治的にも適切でない。

（2） 米国からの軍事費提供の要請については、同様に直接的な資金提供はもちろん、「在日駐留軍経費」の増額の形でも行うべきでない。

（3） 国連憲章第四二条にもとづく「国連軍」が結成された場合、日本はこれへの自衛隊の派遣は憲法上できない。国連軍の後

# イラク大使との会見要旨

(一九九〇年九月三日イラク大使館にて)

## 質疑

てるのであって、米軍によるイラク攻撃の防止について国連など国際的な保障がえられれば解決すると繰り返した。

久保田真苗・副委員長・中東問題対策プロジェクト・チーム委員長  
伊藤茂・政策審議会会長・同プロジェクト・チーム副委員長  
矢田部理・外交政策委員長・同プロジェクト・チーム事務局長

## 〈社会党の主張と要請の要旨〉

1 女性と子供を中心とする在留邦人七〇名の出国が実現したことについて、日本国民は一定の前進として評価しているが、ひきつづき多数の日本人を含む在留外国人が出國できずにいることは遺憾である。さらにこれらの人びとの出国実現のための措置をとるよう強く要請する。

2 イラクはクウェートから軍隊の即時無条件撤退をすべきである。あわせて米国を中心とした多国籍軍も撤退をすべきであると考える。

3 当面、クウェートは国連の平和維持活動などを中心に秩序維持にあたり、イラクとクウェート間の諸問題は平和的な話し合いを解消すべきだ。

4 わが党は、国連決議にもとづいて問題解

決まで経済制裁を続けることを支持するが、他方、先日の政府の「貢献策」が多国籍軍に対する後方支援を中心とするものであつたことについて批判しており、容認していない。わが国の憲法は、国際紛争の解決に武力を行使することを禁止しており、あくまで平和的手段による解決をめざすよう主張している。

5 平和的解決にあたつて国連の役割を重視すべきであり、デクエル事務総長などの努力についてイラクとしても引き続き尊重してほしい。

## 〈イラク大使の主張〉

1 従来の公式的見解を展開したが、今後とも「対話」の必要を強調した。

2 「人質」問題については、「敵対国」の国民を戦争防止のためにイラク全土に分散し

1 社会党側は、在留日本人の所在、処遇などについて明らかにしてほしいと要求したが、大使は、「自分は知らない。一般的にはイラク全土に他の欧米人らとともにいるとしか言えない」と答えるにとどまり、社会党側が「それでは多くの日本人の気持ちに応えることにならない」とやりかえすなど、緊迫したやりとりとなつた。

2 クウェート問題の平和的解決については、「今後の平和的解決の方向を求める」との回答であつたが、「八月二日以前の状態にもどす」ことについては、否定的な見解を繰り返し、議論は平行線をたどつた。

## 〈わが党の今後の行動〉

1 なお平和的解決の可能性をさぐり、日本政府が軍事的支援策や自衛隊の派遣などの方向をとらないようチェックする。

2 周辺諸国、関係諸国の大使などとの意見交換、対話を重ね、平和解決に向けての国際的世論づくり、努力を求める。

# イラク・クウェート問題への

## 対応策について（案）

### 中東問題対策プロジェクトチーム

一、今日の情勢と党のとるべき態度  
 1 国連をはじめ、さまざまなるルートで解決の道筋が模索されているが、このまま膠着状態が続くと、米国が口実をつくるなどして軍事力を行使する可能性も生まれる。わが党としてはあくまで平和的解決の道を追求し、米国等の多国籍軍の軍事行動に反対する。この立場で、政府ならびに国連に対し、米国等の軍事行動の自制・抑制を求めるよう要請する。

2 人質の解放を当面の最優先課題とし、そのためにも国連等で米国が攻撃しないとの保証をとりつけるなど、人質の解放に最善を尽くす。（イラクは「米軍の攻撃がないとの国際的保証があれば人質は解放する」と言明）

3 イラクのクウェートからの撤退をひきつづき求め、それまで経済制裁をつづける。  
 4 イラクのクウェートからの撤退に伴うクウェートの秩序維持は、国連等がこれにあたることとし、この合意のもとに米軍などを

8 人質解放、平和解決のため、関係国および国際機関等に代表を送ることも検討する。

一九九〇・九・六

## 日・ソ外相会議について（談話）

日本社会民主党  
書記長 山口鶴男

一、今回の日ソ外相会議は、イラクのクウェートへの侵攻・併合で緊迫する中東・湾岸情勢について、日ソ両国的基本的態度を明らかにする「共同声明」を発表するとともに、来春のゴルバチヨフ大統領の訪日にもけ、軍縮、経済を含む日ソ関係の抜本的改善にむけ成果をあげることができた。

多国籍軍は撤兵する。

5 政府の出した「貢献策」については、周辺国等への「非軍事・民生支援」の枠にとどめ、国連の決めた制裁措置以上のことは見合わせる。

6 党の決定による国連その他の国際機関の枠組みの下での周辺諸国における難民・脱出者の救援対策、医療その他の民生対策等については、人文民）、物質、資金を含め、積極的に取り組む。難民・脱出者に対する救援活動は、日本独自でも可能。

7 党の中東政策、平和解決への道筋をつくる。そのために関係各国および国連その他の国際機関との意見の交換等を行う。また、平和解決のためのアラブの意見統一、イニシアティヴを求め、その努力を支持していく。

一、日ソ外相会議では、今後の日ソ関係の改

善に合意するとともに、とくに、ソ連外相

が提唱した十項目の信頼醸成措置は、歐州

の緊張緩和の動きに対応したものであり、

日本政府は、これを前むきにうけとめ、日

ソが合意した「日ソ政策企画協議」を通じ

て、日本を含む東北アジアの平和と軍縮の

実現をはからなければならぬ。

一、党は、日ソ外相会議の成果を歓迎する。

わが党は、この間、土井委員長が社会主義  
インター・軍縮会議でも提唱したように、  
欧洲なみの「平和のテーブル」を通ずる信  
頼醸成措置の形成とアジア保障会議の実現  
によって、アジアの平和な国際関係の確立  
することを主張したところである。この立  
場にたつて、党は、北方領土を含む日ソ関  
係の改善のため努力する決意である。

一、ヘルシンキで開かれていた米ソ首脳会談  
で、イラクの侵略は容認できないとの立場  
から、イラクのクウェートからの無条件撤  
退と原状回復、外国人人質の解放要求、国  
連の制裁決議の完全実施への協力など共同  
歩調をとることで合意したことは、湾岸地  
域における軍事衝突を回避するための第一  
歩になるものと受けとめ歓迎したい。

一、イラクのクウェートへの侵略・併合は国  
連憲章と国際法を無視したものであり、東  
西冷戦終結後の国際社会に不安と危機をも  
たらした。この湾岸地域の危機に米ソが協  
調してあたることを宣言したことは、体制  
の枠をこえて、国際的危機に共同で対処す  
るとともに、世界の軍縮・平和の確立に向  
けて共通の認識を示したものといえる。

一、今回の会談で国連を中心とした解決への  
努力が確認されたことは評価される。ただ、  
米国の軍事力行使の可能性が消えたわけで

一九九〇・九・一〇

## 談話

日本社会党

書記長 山口鶴男

はない。わが党は両国が「軍事制裁」を否  
定する立場に立ってさらに相互の理解を深  
め、非軍事的な政治的・平和解決の道を選  
択し、中東情勢の長期的な安定につこう  
の努力を積み重ねることを期待する。

日本政府は憲法と国連憲章にもとづく平  
和解決に積極的なイニシアチブを發揮すべ  
きである。



一九九〇・九・一四

## 第二回統一自治体選挙政策総論

### 福祉の二一世紀・日本を地域から築こう

#### 一、わたしたちは地域からめざします

- (一) 分権・自治の二一世紀を選択する時です
  - (二) わたしたちがめざす三つの目標
  - I 公正の回復をめざします
  - II 福祉の確立をめざします
  - III 平和と安全をめざします
  - (三) 住民、そして女性が主役です
  - (四) 繼か国民合意の税制改革か
  - (五) 格差のない住みよい国土——極集中を
  - III は正し、地価抑制を
  - (六) 自然との共生をかかる——リゾート法の見直しと住みやすい環境
  - (七) 国民的な視点での農業の振興——地域か
  - (八) 清潔な政治の実現を——自民党の「まか
- しの「政治改革」はごめん  
安心できる福祉社会をつくる——自治体  
しわ寄せの「一〇カ年計画」では不十分  
豊かな社会のための公共投資——利権のための四三〇兆円ではなく  
公平・公正な税制の改革——消費税の存続か  
地域から平和をつくる——平和と人権のための自治体の貢献  
女性の完全参加を——二〇〇〇年に向けて政策課題の推進

# 一、わたしたちは地域からめざします

## (一) 分権・自治の二一世紀を選択する時です

二一世紀にあと一步という九〇年代はとても大切な一〇年間だと思います。

国際化、情報化の進展は世界と地域を直結させ、政治・経済・文化などあらゆる分野において世界の動きが良い面でも、また悪い面でも地域に直接的な影響を与えていきます。日本構造協議の問題、ソ連・東欧の変化や両統合問題など戦後世界の枠組みの変動などは日本の内政にただちにはねかえってきていました。今日、外政、国政との自治政の境目はなくなり、高齢化社会への対応策、土地・住宅問題、四三〇兆円を超える公共投資、農業問題など、いずれも外政、内政一体の問題も地域社会の死活問題であり、地域の選択が常に問われているといわなければなりません。

また、経済大国として日本が、世界に貢献し、より良い友人・隣人となるためには、経済の面における開発協力・連帯の内容を質量とともに改善するとともに、個性ある文化の育成や平和・軍縮の推進、人権や地球規模の環境保全などの問題について一層の努力を重ね

ていく必要があります。これらは国のレベルだけでできることではなく、そのメイン舞台

は地域であり、主役は住民です。

地域が直接世界と結ばれている今日、地域が自主的な選択権を持たない限り、地域は犠牲のみを受け取ることになりかねません。また、大型間接税問題やリクルート疑惑を契機として政治に対する地域の発言が直接政治に大きなインパクトを与え、政治の流れが変わりつつあることでも明らかです。

九〇年代から二一世紀において最も重要な位置を占め、日本の改革のカナメとなるのは地域であり、その地域の育成と発展を保障するのには地方自治です。

売上税・消費税という大型間接税とリクルート疑惑という政権構造汚職に対して地域から反撃の声が湧き起こり、政治の流れは変わりました。いま、地域から二一世紀の日本を選択し、政治と生活を創造する時です。

## (二) わたしたちがめざす三つの目標

自治・分権は、住民の基本的権利です。住民が、直接地域の運営に参加するなかではじめて生活者の身近な政治・行政を築くことができます。しかし、実際には、住民の自主性創造性に基づく参加が阻害され、政治は身近なものとはなっていません。地域の独自性や住民の創意、国民の議会や行政に対する要望や

批判は、常に制限され、統制されています。

わたしたちは、生活者のための身近な政治をめざし、統制され、治められる政治と地方自治をやめ、住民と自治体が選択し、創造し、自治政はもとよりそれを通じて日常的に国政に参加する政治と地方自治の創生をめざします。

わたしたちは、この視点をもつて一九九一年に実施される第一二回統一自治体選挙において次の三つの目標をもつて臨みます。

### I 公正の回復をめざします

消費税とリクルート疑惑という大きな不公正は諸外国からも日本の民主主義の水準を問われ、日本の政治が「悪い」ことを国民に実感させ、その悪い政治を変えようという国民の熱意が参議院選挙、総選挙の結果に示されました。

しかし、悪い政治は次々と不公平のウミを出しています。消費税を導入し不公平税制を放置していることは公正なことでしょうか。大法人が財テクで大儲けし、市民が住宅難に苦しみ、ほんのささやかな住宅地の税金に苦しむことはどうでしょうか。そして、国政・自治政を問わず汚職をはじめ悪い政治の土壤を変えないで特定政党の多数維持だけを図る政治改革、選挙制度の改革は本当に公正な政治を実現させるのでしょうか。公正な政治と

いうなら、東京一極集中の一方で過疎の進行と地域格差の拡大が放置されていることを是正するべきではないでしょうか。

日本社会党は、なによりも公正の回復を住民との共通の約束、指針に掲げたいと思います。

## II 福祉の確立をめざします

お年寄りが不安な日々を送り、女性が犠牲を強いられる福祉の現状を容認している状況は、とても日本を福祉社会などと誇れる状態ではありません。貯蓄にいそしみ、年金を積み立てる老後の不安はなくならないのが実態です。病気になつたらどうでしようか、といふ不安を解消するには安心できる病院と看護の体制、そして負担の安心のための医療保険制度の整備が必要です。また、子どもたちの人権と発育の保障こそ福祉の基本ではないでしょうか。人が人を差別したり、労働の権利が妨げられたり、自然と環境が破壊されるのを促進していくは人間を大切にする福祉は築きえません。四三〇兆円の公共投資も福祉を視点に置くのかどうかが一番大切な問題です。

日本社会党は、この一〇年間で福祉の基盤をつくり、地域から安心の二一世紀を創造していくことを住民との共通の約束、目標に掲げたいと思います。

## III 平和と安全をめざします

世界の緊張は緩和され、軍縮の機運が高まっていますが、この流れを恒久的なものへと踏み固めていかなければなりません。また、貧困、飢餓、差別をなくしていくことこそ平和の礎といえます。

以上の意味において、一層の軍縮の着実な推進とそのための日本の率先した軍縮努力と交流の推進、そして開発協力の質的な改善こそアジアの善隣友好に不可欠です。

さらに、生活の質の向上が問われていますが、それとは裏腹にわたしたちの日常には危険がいっぱいです。生活の安全を守る課題は、食べ物や環境、交通事情や子どもの教育にまで広範な問題を提起しています。

日本社会党は、平和の党です。そして、生活の安全を住民との共通の約束、課題に掲げ、地域を変えていきたいと思います。

そのため最も私たちが期待し、ともに手を携えていきたい、地域のそして政治の主役であるべきと考えるのは女性です。福祉の問題をはじめ地域が抱える問題について日々、問題意識を最も持ちえるのは女性であることは間違ひありません。わたしたちは、住民、市民参加の自治体づくり、地域づくりを訴え、地域から政治の流れを変え、地域から二一世紀の日本を選択することを提案しますが、その主役は女性であることをあえて強調したいと思います。

日本社会党は、公正、福祉、平和な二一世紀社会に向けて地方自治をその基盤として位置付け、発展をめざします。

あります。身近な自治体の行政サービスをより住民の生活実態に沿って改善させ、地域のニーズに即した国の行政へと変えていくためには分権と住民自治こそ柱に据えられなければなりません。

定着した地方自治をより確かなものへと前進させるため、集権から分権、そして住民自身が参加し、選択し創造する住民自治への道をめざし、地域の個性を尊び、世界と結ぶ自治を育てていきましょう。住民の声が自治政にただちに反映され、国政が変わっていく、そうした流れを確かな着実なものへと前進させましょう。

## (三) 住民、そして女性が主役です

地方自治は戦後日本において制度的に定着してきました。しかし、まだ自治は確実なものとはなつていません。自治に対しても常にその自治を制限し、統制しようとする政府の圧力と介入がその妨げの要因の一つです。また、自治は住民によるものであり、住民の本來的な権利ですが、団体、しかもより大きな団体が重視され、住民自治は後に置かれる傾向も

## 二、わたしたちは地域から

つくります॥一〇の重点政策

### (一) 清潔な政治の実現を

—自民党のごまかしの「政治改革」はごめん

#### 政治改革の推進

清潔で信頼のある政治が確立していないのでは、世界から経済が一流なのに「政治は三流」といわれても仕方ありません。昨年の臨時国会で公職選挙法の一部改正が行われましたが、まだまだ不十分です。社会党は、身近な自治体から次のような政治改革を進めます。

まず、住民の議会・行政への参加のために、  
①住民の発案権（イニシアチブ）の保障、②  
住民の選択権（レファレンダム）の保障、③  
解職請求権（リコール）の充実をはかります。  
④住民のための行政の改革をすすめる「市民監査委員会」を設置します。次に、住民への情報公開を進めるとともに、プライバシーの保護を図ります。また、国のレベルでも情報公開法を制定し住民の政治参加を促進し、国の権限を地方に委譲して分権化を推進します。

自治体と同時に国政においても、政治改革をすすめます。当面、政治家の未公開株取引

の禁止、政治家の資産・収入等の公開、などを内容とする「政治倫理法」を制定するとともに、「企業献金」を禁止するなど清潔な政治を実現します。

### 自民党一党支配のための「小選挙区制・比例代表並立案」

#### 比例代表並立案

いま、政府・自民党は選挙制度の改革が政治改革のすべてであるかのようにすり替えています。自民党的意向に沿って審議を続けてきた政府の選挙制度審議会は、衆議院の「小選挙区制・比例代表並立案」を打ち出しました。比例代表の並立といつてもこの案は小選挙区選挙が中心で「死に票」が多く、民意を正しく反映しない非民主的制度であり、到底容認できません。また、参議院については当面、全国区を復活させ、将来は憲法に違反する「候補者推薦制」の導入を狙っています。

もちろん、社会党は現行の選挙制度がベス

トだと考へていてるわけではありません。民意をよく反映するのは比例制ですから、これを軸に衆参の選挙制度について検討すべきです。同時に選挙制度の検討は国だけでなく、自治体でも必要です。都道府県議会選挙の選挙区で一名区をなくすことや選挙の公當化、選挙運動の自由化などを推進します。

## 二 安心できる福祉社会をつくる

—自治体しわ寄せの「一〇カ年計画」では不十分

### 社会福祉のいっそうの充実

#### 政府は「高齢者保健福祉一〇カ年計画」（ゴ

ールドプラン）を策定し、二一世紀にむけて深刻になる重介護者の介護体制を計画的におこなうとし、さきの国会で二七年ぶりの老人福祉法等の改正が成立しました。しかし、国の責任が明確にされておらず、一〇年間の総事業費六兆円のうち国庫負担額は二兆円台の半ばに過ぎず残りは自治体等の負担とされています。また、一方で四三〇兆円もの公共投資が今後一〇年間に実施される予定ですが、福祉や医療などの分野は極めて少額であり、もつとも肝心なマンパワーなどの面はしり抜けになっています。

社会党は、高齢者、障害者が地域で安心・安全に暮らせる社会の実現のため財政措置をふくめ、福祉に対する国の責任を明確にさせます。このためホームヘルパーの増員（政府の計画のほぼ倍の一九万二〇〇〇人）、公共住宅等のケア・ハウス化、デイサービスセンターの拡充などによる地域介護システムの確立をめざします。

さらに、法改正により市町村が介護等の事業量の目標を定めるための老人福祉保健計画

の作成義務を負うことになりましたが、その

作成に際しては、介護対象者、福祉労働者、市民の参加が保障されるようにします。

社会党は、歳をとつても安心して暮らせる

まちづくりのために、①総合的な地域介護シ

ステムの確立を、まちづくり市民計画のミニマムとして位置づける、②保健・医療・福祉

サービスの担い手を確保するため、柔軟かつ多様な雇用・就労の形態を取り入れる、③公共施設の複合化・合築化による多目的利用を促進する、④小学校区または中学校区を単位とし、小規模でも公共施設が揃った日常生活圏をつくる――ための「まちづくり市民計画」の策定とその推進に全力をあげます。

#### 医療システムの改善

日本の医療システムは保険の面でもまた供給体制の面でも崩壊の危機にあります。私たちには以下の政策で医療の立て直しをはかります。

第一に、給付の改善を図り（九割一元化）、難病など長期的・継続的な治療を要する医療を保険から切り離し公費負担とする、市町村国保を都道府県単位で財政調整するなどの措置を講じて、国民健康保険制度の立て直しを行います。

第二に、国公立病院の統廃合をやめさせ、都道府県が策定した地域医療計画をマンパワーの拡充を中心とした計画に見直します。

#### 「十カ年計画」のための四つの前提

社会党は次の点を前提にして公共投資を行

第三に、老人保健法も含めて、負担の抑制と安心できる医療システムをつくるため、医療法の改正に対する取り組みを強めます。

と安心できる医療システムをつくるため、医療法の改正に対する取り組みを強めます。

### （三）豊かな社会のための公共投資

#### －利権のための四三〇兆円ではなく

##### 公共投資は国民の豊かさのために

アメリカとの「構造協議」で、四三〇兆円にものぼる公共投資を二〇〇〇年までの一〇年間で行うことが約束されました。

日本は、GNP世界第二位の「経済大国」になりましたが、国民にとって豊かさの実感が希薄なのは、生活に密着した社会資本の整備が立ち遅れていることが大きな原因です。アメリカに指摘されるまでもなく、わが国が国民生活の質的向上を目標に、自主的に社会資本の整備をすすめることが必要です。

しかし、投資が巨額なだけに、これまで行われてきたような公共投資のやり方では、自民党「族議員」の利権あさりの場となつたり、地価をつり上げたり、環境破壊につながるなど、国民生活の質を向上させるものとはならない恐れが極めて大きいと言えます。そのため、「十カ年計画」は国民合意のもとに進める必要があります。

うべきだと考えます。

第一に、産業重視から生活重視の視点に切り替えることです。下水道や公園・緑地の整備はもちろん、高齢化社会のための福祉の重視、文化や生涯学習の振興、森林など環境保全など国民生活になくてはならない公共財を

社会資本として位置づけて優先的に整備することです。とくに、高齢化社会への対応のためにも立ち遅れている福祉の分野を優先的に整備すべきです。

第二に、そのためにも公共事業のシステムを抜本的に変えなければなりません。ここ一〇年間を見ても道路や河川、港湾などの事業計画の配分割合が固定化しています。これでは業界やそれと結びつく政治家の利権の温床にもなりかねません。整備される社会資本の優先順位とそれによる配分割合を決めるなど、システムの改革が必要です。

第三に、地域格差を是正し、地域の振興を図るという目標を設定すべきです。また、自治体の意向が最大限に尊重されることです。自治体は住民ニーズの高いものから街づくりの視点で社会資本の整備を行うべきであり、中央がメニューを押しつけるべきではありません。また、地方の財源については、国の責

任で必要な財源を確保すべきです。

第四に、施設だけでは国民の生活水準向上は実現されません。マンパワーなどの整備、

支援が必要です。また、公共投資が用地費を含むことから当然に抜本的な土地対策が前提となります。土地保有課税の改革や利用中心への土地利用計画の見直しなど強力な土地対策をはかる必要があります。

さらに巨額の公共投資が物価を上昇させぬよう十分な監視が必要です。消費税等によって上昇している物価の安定という課題を忘れてはならないと思います。

#### 〔国民福祉計画法〕（仮称）

##### 「社会資本整備一〇カ年計画」の策定

国民の合意に基づき、福祉の整備と地域格差の是正をめざす、そして付随したソフト面も充実させる、そうした公共投資を着実に推進するためには、政府の「公共投資基本計画」と毎年度の予算編成では不十分です。社会党は、「社会資本整備一〇カ年計画」を策定するとともに、ソフトの面も盛り込んだ「国民福祉計画法」（仮称）を定め、「政府のアメリカとの約束」から、「政府の国民との約束」に変えていくことをめざします。

#### （四）公平・公正な税制の改革

##### －消費税の存続か国民合意の税制改革か

###### 国民合意の税制改革

社会党は、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、以下の方針で税制再改革を

行います。

第一に、税負担の公平・公正をめざし、所

得税については総合課税を推進するとともに、社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課税、公益法人課税の特例、企業に対する各種の特例等の租税特別措置等の抜本的な整理合理化を図ります。とくに、法人税における各種引当金制度など大企業優遇措置を改めます。

第二に、公共性を重視した土地の適正かつ合理的な利用等に関する基本的施策を踏まえ、含み益に対する課税など土地の譲渡所得・取得に対する課税、及び保有課税の見直しを行なうなど、資産性所得及び資産課税の適正化を進めます。

第三に、所得に対する逆進性など構造的欠陥を有し、強引に導入された消費税を廃止することとし、間接税が直接税を補完する税であることを重視しつつ、国税及び地方税における個別関接税の整理合理化を図り、サービス・流通等に対する課税を改善します。

第四に、分権・自治の基盤としての地方財政の確立のため、総合課税の推進、法人課税の改革と住民税の改善、キャピタルゲイン課税の地方への財源配分の拡充等を図るとともに、課税自主権の強化や国と地方との税源配分を見直します。また、福祉や公共投資の着実な整備、地域格差是正のためにも財政調整

制度としての地方公付税制度の充実を図ります。

##### 公平・公正に反する政府・自民党の税制改革

消費税は、公約に違反する大型間接税です。自治体では政府の強引な指導にもかかわらず、消費税の転嫁を実施していないケースも多く、消費税の矛盾がはつきりと露呈しています。さらに、福祉の財源調達を理由に税率が大幅に引き上げられるのも目に見えていま

す。

地価高騰の影響で、所得格差、資産格差の拡大も深刻になっていますが、土地税制など資産課税の見直しは不十分です。また、法人税の税率は大幅に引き下げられましたが、大企業などに対する優遇措置は残されたままであります。所得税においても、利子やキャピタル・ゲインに対する一律分離課税の問題、その他不公平感を助長する制度などが改善されていません。地方の自主財源、財政調整制度などの充実が図られていないのも問題です。社会党は公正で、国民の理解と信頼を基礎とし、福祉の基盤となる税財政制度への改革を追求します。

###### 土地税制の抜本改革

とくに強調したいのは土地税制の抜本改革です。大企業が投機で大儲けし、庶民がそのあおりで固定資産税を始めとする税負担増、

家賃高騰やマイホームの夢が遠のくなどの被害をこうむっている現状は容認できません。

社会党は、大企業などのもつ大規模所有地や未利用地にはその含み益も含めて思い切った保有課税の強化を図り、庶民の小規模な住宅や店舗などの土地については固定資産税や相続税を軽減します。固定資産税は用途、大都市と地方に分けるなどの課税方式へと改め、また譲渡益課税も土地神話を打ち碎きえるよう改めます。

## (五) 格差の少ない住みよい国土

### 一 極集中を是正し、地価抑制を

#### 東京一極集中の是正

東京一極集中政策をすすめ、土地・住宅問題を深刻化させてきたのは、自民党政府です。わたしたち社会党は別の道を選択します。それは企業用オフィス床面積の規制や研究・付属施設等政府機関の大胆な地方移転を実行するなど、東京一極集中を計画的に是正することです。そして全国的な土地政策を、また並行して地方中核都市を含めた住宅対策を急ぐことです。

四年前、中曾根内閣の東京一極集中開発構想は国民の反撃により「多極分散」の四全総に転換させられ、その促進法までも制定されました。しかし、中身は逆に「業務核都市の整備」という首都圏過密化・巨大都市化の内

容となつてゐるため、これまでに決めた九三の政府機関の地方移転のうち八九機関が首都圏内という実態です。これらを改めなければ、今なお続く企業の東京への本社移転等を抑制することは不可能です。

このため、社会党はこれ以上の東京集中は厳しく規制することはもちろん、都民の生活環境を向上させるためにも分都・遷都等に着手し、格差のない、均衡ある国土の発展をめざします。

また地域においても県庁所在市等への集中が顕著です。わたしたちは基礎自治体を大切にし、そして中央官庁に集中している権限を地方に、市町村に移譲する分権を追求し、地域の活性化を図ります。

### 都市政策の分権化と「住宅基本法」の制定

土地基本法を単に宣言法として「飾りもの」にしている海部政権は、いまだに土地の商品化、財テク化を容認し、土地税制の強化、実施へのピッチを上げようとしません。これら

の放任政策に対し、社会党は、土地基本法の理念に従つて、一〇〇余の土地関連法を早急に改廃して、①法人、個人を区別した土地税制の強化、②開発利益の社会還元、③土地利用、都市計画等土地行政の分権化と公有地拡大などをすすめます。また、市街化区域内農地は、当該自治体住民の民主的まちづくりによる振興と一体で大規模店舗の進出問題も判断

するようにします。

当該農地は、「生産綠地」に編入するか、または当該自治体への貸与あるいは譲渡を促進して市民農園や防災公園等に活用し、住環境を引き上げるなど有効活用をはかります。

住宅は低中所得者の極度の不足をシリ目に一方ではセカンド、サード、財テク用ハウスなどというよう「住宅の偏在化」を拡大しています。政治の貧困と無策による「ウサギ小屋」も放置できません。これらを解決するには、①住宅に対する国、自治体、企業個人の責任の明確化、②居住水準の保障、③住宅費負担限度の設定と補助制度の確立、④自治体優先の住宅供給計画の策定と住宅情報の保障などを「住宅基本法」として法制化して対応し、大都市でも、いわゆる「所得の五倍（取得）・一五%（家賃）」の住宅供給を実現します。

### まちづくりは地域の振興と環境を第一に

日米構造協議で大店法の廃止が約束されましたが、これは地域の問題です。わたしたちは、地域の振興とより良い環境づくりという視点でまちづくり、都市計画を住民自身の手で進めるべきだと思います。したがって、都市計画審議会の改革、都市計画の詳細化や開発規制などを進めます。また、都市再開発などを住民と自治体が主体的に考え、商店街等したがつた利用を第一にします。したがつて、

## (六) 自然との共生をはかる

### —リゾート法の見直しと住みやすい環境

#### 「リゾート法」の全面的な見直し

フロンガスによる成層圏の破壊や、炭酸ガスの増大による地球の温暖化現象など、最近の環境問題は、かけがえのない地球に深刻な危機をもたらしています。

かつて「公害先進国」であつたわが国は、いままた炭酸ガス規制などの環境対策でも遅れています。そればかりか、「リゾート法」を武器として全国的規模での土地投機が行われ、自然環境の破壊が問題となっています。国民の余暇活動のためにリゾートは必要ですが、「リゾート栄えて山河なし」といわれるような在り方は見直さなければなりません。ゴルフ場の農薬使用の問題だけではなく、国立公園や保安林、農地など、かつての開発規制のための聖域が解除され、環境に深刻な影響を与えていたからです。社会党は、このためリゾート法の全面的見直しを行います。

#### 住みやすい環境づくり

社会党は、自然環境保全の問題を人間の生存にかかわる問題として重視して、次の政策を開拓します。

第一に、新しい環境問題として、IC等の電子工場やクリーニング店で使用されるクロロエタン等の化学物質は、メーカーのもと

への回収を義務づけるなどのハイテク汚染への対策をすすめます。

第二に、ゴミ問題は大都市を中心としていまや全国的に深刻な問題となつております。ゴミ処理を廃棄物の再利用システムとして見直し、資源化・減量化と燃料としての有効利用を促進するなど産業廃棄物によるストック公害への積極的な取り組みをすすめます。

第三に、国土の乱開発となり、上水道汚染などの原因となつているゴルフ場の開発規制や農薬使用の規制を進めます。

第四に、大都市での自家用自動車の総量規制および自動車の排出基準を引き上げ、エンジンに排ガス脱硝装置を完備させるなど、深刻する自動車公害対策を早急にすすめます。

第五に、景観基準を厳格にした特別立法を行なうなど、町並み保存・歴史的景観保存等、アメニティ保全への対策を確立します。また、原発の新增設の禁止はもとより、核燃リサイクル基地建設の凍結などをはかります。

## (七) 国民的な視点での農業の振興

### —地域からの日本農業の再生を

#### 自給率の向上と地域農業の確立

自民党農政は、微細にわたる補助金と規制により農家の自主的判断を妨げ、地域農業の確立を阻んでいます。社会党は、自治体が地域の農家の参加により策定した地域農業振興計画（仮称）をもとに、無利子融資等の援助を行い、自治体がこれに必要とする資金を国が援助する仕組を確立します。また、集落を

迫基調を強めるものと思われます。これに短期的な豊凶変動が加わることを考えれば、現在三〇%のわが国の自給率（穀物）は余りにも低く、これを国民合意のもとに段階的に倍率を廃棄物の再利用システムとして見直し、資源化・減量化と燃料としての有効利用を促進するなど産業廃棄物によるストック公害への積極的な取り組みをすすめます。

現在の輸入規制措置を堅持していきます。そして、飼料用米、飼料穀物の生産拡大により自給率を引き上げ、これらと地域の畜産を結合し、地域農業を確立します。

また、農山村の活性化のためには地域農業とともに、森林の公益的機能の維持・増進をはかる林業の確立が不可欠ですが、木材の輸入拡大や林業予算抑制等の政府の政策により、わが国林業は危機的状況にあります。社会党は、国の必要な財政支出と、林業労働力の確保、国・民有林の提携等により、わが国林業の再建と国土の保全を進めます。

#### 生産者と消費者を結ぶ

自民党農政は、微細にわたる補助金と規制により農家の自主的判断を妨げ、地域農業の確立を阻んでいます。社会党は、自治体が地域の農家の参加により策定した地域農業振興計画（仮称）をもとに、無利子融資等の援助を行い、自治体がこれに必要とする資金を国が援助する仕組を確立します。また、集落を

最小単位として専業農家、兼業農家を結合し、地域の実情に応じた協業化、共同化を行いコスト低減をかかります。そして有機栽培の導入や品種改良・バイオテクノロジーなどにより、安全性・食味等の面で特色のある地域銘柄の確立をはかり、産直をすすめるなど生産者・消費者の提携による農業再建を行い、農業後継者の定着できる環境を整えます。

## (八) 創造性を育む教育と文化の振興

### —管理主義と偏差値重視をやめる

#### 管理と偏差値重視の教育の転換

先生が閉めた校門に高校生が挾まれて圧死するなど、学校における痛ましい事件が相次いでいます。また登校拒否や低年齢者の自殺の増加なども、逃げ場を失つた子供たちの最後の叫び声に違ひありません。社会党は、この原因となつてゐる画一的な管理教育をやめ、また体罰の一掃をめざします。

ユネスコでは「子どもの権利条約」が採択されました。この中で子どもの権利は最大限に保障されることがうたわれています。この条約の早期批准をはかるとともに、体罰を含む管理教育をなくし、校則の強制や偏差値のみ子どもたちを評価する画一的な教育の方を改めます。

また、受験戦争の深刻化も是正されねばなりません。

りません。子どもたちの無限の可能性を育むべき年代に偏差値で評価され、創造性の芽をつまれることが「未知の世界を切り開く能力」を失わせ、二一世紀の日本社会の発展にも多大の障害になつていることが指摘されています。受験戦争はまた、父母の教育費負担を一層強めています。社会党は、学区制のみならず、地域に応じた入試制度に高校入試を改革し、高校格差を是正します。また、内申書重視のシステムを改めます。さらに、障害児が地域の学校から排除されない共生・共学のための条件を整えます。

#### ゆとりある「文化立国」

教育を生き生きとしたものにするためにも、何よりも効率を優先し学歴を偏重する社会そのものの改革が不可欠です。経済大国といつても文化的に貧しいのでは豊かではありません。「ゆとり」がこれから社会を変えるキーワードとなつてますが、学校だけではなく、社会自体もゆとりあるものとなり、人々が文化やスポーツ、生涯学習に親しんでいくことが重要です。行政は市民の文化活動のための条件整備が責務ですので国際的にみて低水準にある文化やスポーツへの予算を思い切って増やすべきです。社会党は、二一世紀に向けて異文化の交流を図りつつ「文化立国」をめざします。

## (九) 地域から平和をつくる —平和と人権のための自治体の貢献

#### 地域から平和のネットワークづくり

ヨーロッパにおける東西の緊張緩和を契機に世界では平和な環境作りの機運が高まっています。今や軍縮と協調は、世界の潮流となっており、平和の創出が一層重要な要素となっています。したがつて、軍縮と平和外交を推進する国のレベルだけでなく、草の根から会党は、国のレベルにおける具体的な軍縮計画、政府の軍事費突出予算、防衛計画に対する対案を提案するとともに、全国各地で進められてきた「非核平和都市宣言」など平和をめざす多様な取組みを一層重視します。

また、地方の国際化のなかで、それぞれの地域の歴史や伝統を活かした自治体外交を推進する意義がたまっています。そのためにも地域間の経済や技術の協力関係を発展させるとともに姉妹都市運動の一層の充実化、文化・スポーツなど幅広い交流を発展させ、軍縮・平和の推進のために姉妹都市交流を一歩進めて、世界の自治体との「平和・軍縮協定」運動を提起します。

同時に、国際化時代に対応して、民族、言語、文化を超えて共に暮らせるまちづくりをすすめます。

さらにいま世界では、地球上の飢餓や貧困

の克服、環境の保全が大きな課題となつております

り、こうした諸問題についても地域からの活動が重視されてきています。そのため、国レベルで「国際開発協力基本法」の制定を図るとともに、自治体自らが国連開発計画（ＵＮＤＰ）などの国際機関や多くのNGO（非政府組織）と積極的に協力し、住民の生活向上や地球環境保全のための技術協力をすすめます。

#### 平和の基礎としての人権政策の推進

人権は平和の基礎です。地域に住む一人ひとりの人が確保されなければなりません。わが国は一日も早く人権至上國の汚名を返上し、人権の面でも先進国に脱皮しなければなりません。

そのため社会党は、外国人の公立学校の教職員などへの採用機会の保障をはかります。在日韓国・朝鮮人の法的地位をより安定的なものとし、指紋押捺制を廃止し、外登証常時携帯義務や退去強制制度等について抜本的に見直します。また、部落解放基本法を制定します。併せて、人種差別撤廃条約や子供の権利条約の早期批准、アイヌ民族の権利回復など、人権問題の解決のために取り組みます。

#### (+) 女性の完全参加を

##### 一二〇〇〇年に向けた政策課題の推進

#### 実質的平等の追求

二〇〇〇年をめざして、もう一つの日本を女性の手で創ろうとたち上がった女性の行動は、社会と政治に着実な進歩と改革をもたらしています。その反面、女性は職業、家庭、教育などのあらゆる社会組織の中で差別され、依然低い地位にあり、女性の地位向上は、九〇年代の大きな政策課題となっています。

ナイロビ宣言の新勧告では、指導的リーダーを三〇%に増やすことが明らかにされています。この新勧告を実効あるものにするため、

社会党は、男女の均等ある代表率によって、議会も政治も社会も運営されることを目標とします。そのためには女性の可能性と権利を認め、実質的な平等を実現し、女性の完全参加を促進しなければなりません。社会党は次の政策目標の実現に向けて、全ての女性並びに男性とともに努力します。

#### 完全参加のための政策目標

### 三、わたしたちの決意—地域から、住民とともに「政権を担う社会党」へ前進します

まず第一に、自治体で女性に関わる行政を効果的に推進するため、女性のための行政の総合窓口として「女性課」の設置をめざします。また、自治体の政策決定過程に広く女性が参加できる場を設定し、女性の自主決定の機会を高めます。

第二に、公務への受験を奨励し、採用・昇格・昇給について一切の差別を排除します。

管理職への登用のための教育訓練・研修の機

会を保障し、女性の能力開発をはかり、ナイロビ宣言の実現に取り組みます。

第三に、国と自治体の審議会等への割合を三〇%とすることを目標に、年次計画を立て、着実な実現をはかります。

第四に、女性の地位向上のための国の機関（ナショナル・マシーナリー）を強化するため、女性問題担当大臣を新設し、現在の婦人問題企画推進本部、婦人問題有識者会議、婦人問題担当室に法的根拠を与えます。

社会党は、これらの政策目標の実現に向けて、他の野党と協力し、当面、育児休業法やパート労働法の制定、家族介護制度や平等な家族制度の確立など女性の社会、政治参加を促進するための環境を整えます。

来春の第一二回統一自治体選挙は、「生活者の政治」のトリデとしての自治体改革を前進させ、九〇年代の住民自治を創造することができるかどうかの重大な選択の時です。

人々は、住みなれた街で、生きがいのある豊かな生活を続けたいと願っています。この万人と共に通した願いが満たされているでしょうか。現実の生活は、福祉・教育・環境など

の不満や行政への要求が山積しているのでは  
ないでしょうか。

わたしたちが先に掲げた「三つの目標」と  
「一〇の重点政策」は、この地域社会に山積し  
てある問題を解決していくための政治的、政  
策的指針です。わたしたち社会党は、この指  
針に基づいて、住民と連帯して活動します。

自治体改革と住民自治の創造には、住民参  
加を土台とした民主主義を地域社会で不斷に  
培うことが不可欠です。自民党のように、「中  
央直結」型政治を強調することは、地域を中  
央の付属物として扱い、制約を前提とした制  
限付自治権を与えるという中央集権意識の  
象徴にほかなりません。これでは、地方自治  
を確立することも、生活の中に政治を回復す  
ることもできません。

とくに、今後一〇カ年間に投資されるとい  
う四三〇兆円にのぼる公共投資問題は極めて  
重大な問題であります。生活者のニーズに即  
した地域の福祉と活力の礎となるハード、ソ  
フトを含めた社会システムを築くための投資  
とするのか、過密と過疎、地域格差を前提と  
して、利権の温床、環境破壊などをもたらし  
た「列島改造論」の再来を認めるのか、重大  
な選択です。わたしたちは、生活と福祉を基  
調として地域福祉を充実させ、地域格差を是  
正する公共投資を進めるために全力を傾注し  
なければなりません。

また、政治改革は日本の政治をきれいなも  
のにし、民主主義を回復するための最重要課  
題ですが、国政だけではなく私たちの身のま  
わりの地域からえていかなければなりません。  
政治の浄化、行政や自治体議会の改革をめざさねば「悪い政治」はなくなりません。  
そして、国からの押し付けの連合ではなく、  
住民の選択と自治体の自主に基づく自治体連  
合の形成も地域の発展をめざした政治改革の  
重要な課題であります。

わたしたちは、戦後民主主義の高揚の中、  
住民運動の中、住民運動と連帯して、多くの  
自治体に革新首長を誕生させてきました。わ  
たしたちは自治体を、①住民の政治参加の窓  
口であり、民主主義の拠点である、②住民の  
自治・連帯意識の形成と推進を培うものであ  
る、③国民の意思を民主的に体现する土台で  
ある——と位置づけ、多くの分野で成果を上  
げてきました。現在も住民参加を基盤とする  
全国の革新自治体は、福祉や平和、環境、ま  
ち・むらおこしや人づくりなど多くの分野で  
政府をもしのぎ、リードする活躍をしていま  
す。この自治体革新の成果と意義をいま一度  
確認しあい、福祉・分権を柱とする社会シス  
テムの確立へ、住民自治、住民連合のダイナ  
ミックな展開をめざします。

わたしたち社会党は、政権を担う党づくり  
を多面的に追求しています。政権を担う党は、  
地域の裾野から強力な支持基盤を持つことな  
しには達成できません。また、地域の政治を  
担い、住民から信頼されることこそ政権党へ  
の道であると認識しています。したがって、  
住民の皆さんとともに政策をつくり、政策を  
実践し、地域を変えることを通じてわたした  
ちの能力も養いたいと思います。

三年前の統一自治体選挙での前進、東京都  
議選での躍進、参院選での与野党逆転、衆院  
選での躍進という住民の皆さんの応援をいた  
だいてきましたが、わたしたちはそうした全  
国の皆さんからの応援に答え、生活者の政治  
を、皆さんの声が議会に反映される政治をめ  
ざしてきました。来春の第一二回統一自治体  
選挙の結果はまた、民主主義の前提である政  
権交代の可能性を拡大することができるかど  
うかの節目でもあります。

わたしたちは、この選挙戦に自治体改革と  
住民自治の創造に取り組む社会党の姿を鮮明  
にします。女性をはじめ、多くの住民の共感  
と連帯、支持を勝ち取り、「政権を担う社会党」  
へと前進したいと思います。住民の皆さんのが  
ご支持を訴えます。

前号（二八八号）に事業関係五法案を掲載したのに続き、本号では林業労働法案及び同法案要綱を掲載する。

## 林業労働法案

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第七章 雜則（第六十三条—第八十条）
第二章 林業労働計画（第三条—第六条）	第八章 罰則（第八十一条—第八十六条）
第三章 林業労働者の登録等	附則
第一節 林業労働者の登録（第七条—第十二条）	
第二節 常用労働者証明書の交付（第十一条—第十五条）	
第三節 林業事業体名簿（第十六条—第十七条）	
第四章 林業労働者の雇用（第十八条—第二十六条）	
第五章 雇用促進事業団の業務（第二十七条—第五十三条）	
第六章 振動障害の予防等（第五十四条—	

労働者の地位の向上と林業に必要な労働力の確保とを図り、あわせて山村地域の振興に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 林業 次に掲げる事業をいう。

イ 森林の立木竹の伐採及び搬出の事業

ロ 造林又は育林の事業

ハ 造林のための種穗の採取又は苗木の育成の事業

ニ 林道の整備の事業

ホ 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業

ヘ イからホまでの事業に附帯する事業

二 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

三 林業事業体 林業労働者を雇用して林業を行う者をいう。

四 林業労働者 林業事業体に雇用され、林業の業務に従事する労働者をいう。

五 常用労働者 同一の林業事業体に常時

雇用される林業労働者をいう。

## 六 専業労働者 常用労働者以外の林業労

働者で、年間を通して林業の業務に従事するものをいう。

## 七 兼業労働者 常用労働者以外の林業労

働者で、時季を定めて林業の業務に従事するものをいう。

## 第二章 林業労働計画

### (全国林業労働計画)

第三条 労働大臣は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全及び衛生の確保並びに福祉の増進に關し基本となるべき事項について、五年ごとに、十五年を一期とする全国林業労働計画を策定しなければならない。

2 全国林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

### 一 林業労働者の雇用の動向に関する事項 二 林業労働者の雇用の安定を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

### 項

三 林業労働者の労働条件の改善を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

四 林業労働者の安全及び衛生の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

五 林業労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

講じようとする施策の基本となるべき事

## 業の量

### 項

3 労働大臣は、全国林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、農林水産大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会及び中央労働基準審議会並びに都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業安定審議会及び関係市町村長の意見を聞くとともに、労働大臣の承認を受けなければならない。

4 労働大臣は、全国林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、その計画を農林水産大臣及び都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、労働大臣に当該都道府県林業労働計画書の写しを送付しなければならない。

5 労働大臣は、前項の規定による都道府県林業労働計画書の写しの送付を受けたときは、当該送付に係る都道府県林業労働計画を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、全国林業労働計画の変更について準用する。

(都道府県林業労働計画)

### 第四条 都道府県知事は、全国林業労働計

画に即して、毎年、当該都道府県の区域内の市町村の長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定しなければならない。

6 都道府県知事は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、都道府県林業労働計画を変更することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、都道府

県林業労働計画の変更について準用する。

(市町村林業労働計画)

第五条 政令で定める面積以上の森林がその

二 当該都道府県における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

三 当該都道府県における林業労働者の福祉の増進に関する設置に関する事項

3 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業安定審議会及び関係市町村長の意見を聞くとともに、労働大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、労働大臣に当該都道府県林業労働計画書の写しを送付しなければならない。

5 労働大臣は、前項の規定による都道府県林業労働計画書の写しの送付を受けたときは、当該送付に係る都道府県林業労働計画を関係行政機関の長に通知しなければならない。

区域に存在する市町村の長は、毎年、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に関する必要な事項について、市町村林業労働計画を策定しなければならない。

2 市町村林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域における林業の事業の量

二 当該市町村における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

三 当該市町村における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

4 前項各号に掲げる事項を定めるに当たつては、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮しなければならない。

5 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、当該市町村に関係を有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者、林業労働者の代表者、公共職業安定所長、労働基準監督署長及び市町村長が必要と認める者をもって構成する協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により提出された市町村林業労働計画について必要な

調整を行うことができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による調整を行った場合はその内容を、同項の規定による調整を行わなかつた場合はその旨を市町村長に通知するとともに、市町村林業労働計画を労働大臣に報告しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る市町村林業労働計画を公表しなければならない。

9 労働大臣は、第七項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る市町村林業労働計画を関係行政機関の長に通知しなければならない。

10 市区村長は、労働力の需要供給の状況等に著しい変動があつたため必要と認めるとときは、市町村林業労働計画を変更することができる。

11 第四項から第九項までの規定は、市町村林業労働計画の変更について準用する。  
(森林計画等についての配慮)

第六条 この章に定める林業労働計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく森林計画又は森林整備計画に配慮して定めなければならない。

第三章 林業労働者の登録等

## 第一節 林業労働者の登録

(登録)

第七条 公共職業安定所長(林業の事業の量が著しく少ない区域を管轄する公共職業安定所として労働大臣が定める公共職業安定所の長を除く。)は、当該公共職業安定所の管轄区域内で行われる林業の業務に主として従事することを希望する林業労働者(常用労働者を除く。)につき、その氏名、その者が主として従事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者については林業の業務に従事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働省令で定めるところにより、登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という。)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

第八条 林業労働者の登録は、毎年三月三十日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受けなければ、その効力を失う。  
(登録の拒否)

第九条 公共職業安定所長は、第七条第二項の規定により申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、林業労働者の登録をしないことができる。  
一 その者が主として従事することを希望

する業務に従事するために必要な能力を有しないことが明らかなる。

二 現に林業労働者の登録を受けている者

- 三 第十一条第一項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過していない者

- 2 公共職業安定所長は、前項第一号の規定による登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

- 3 公共職業安定所長は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳)

第十一条 公共職業安定所長は、林業労働者の登録をしたときは、その登録した林業労働者(以下「登録林業労働者」という。)に林

業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録林業労働者は、林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又

は貸与してはならない。

(登録の取消し)

第十二条 公共職業安定所長は、登録林業労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき。

- 二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠ったとき。

- 三 前条第三項の規定に違反したとき。

- 四 第二十二条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。

- 五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき。

- 六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

3 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(労働省令への委任)

第十二条 この節に定めるもののほか、登録

事項の変更、登録の更新、登録の取消しその他林業労働者の登録に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 常用労働者証明書の交付

(常用労働者証明書の交付)

第十三条 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届けなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十四条 林業事業体は、前条第二項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

2 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、常用

労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関し必要な事項は、労働省令で定める。

### 第三節 林業事業体名簿

(届出)

第十六条 林業事業体は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その名称、住所、事業内容その他労働省令で定める事項を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするととも、同様とする。

#### (林業事業体名簿の作成及び閲覧)

第十七条 公共職業安定所長は、前条の届出があつたときは、労働省令で定めるところにより、当該届出に係る事項につき林業事業体名簿を作成し、これを林業労働者の閲覧に供するものとする。

#### (林業労働者の雇用)

第十八条 林業事業体は、林業の業務を行う場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、林業労働者（常用労働者を除く。以下この章（第二十四条を除く。）において同じ。）として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に林業労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいなかったためにそ

の紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇い入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

#### (登録林業労働者の出頭等)

第十九条 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間（これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間）を超えて引き続

き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

#### (雇用期間に関する指示)

第二十条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するため必要があると認めるときは、林業事業体が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者

の雇用期間の短縮を指示することができる。

#### (林業労働者の紹介)

第二十一条 公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に對して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働者は、登録林業労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

#### (登録林業労働者の出頭等)

第二十二条 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行うため指示した場合には、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、登録林業労働者が前項の規定により出頭したときは、林業労働者手帳の提出を求め、その者に對する林業の業務への紹介に関する事項その他労働省令で定める事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還するものとする。

#### (紹介停止)

第二十三条 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人について公

共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇い入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人の申込みをした林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

## 第五章 雇用促進事業団の業務

又は第二十一条の規定による指示又は第二十二条の規定による林業労働者の紹介に関する必要な手続は、労働省令で定める。  
第五章 雇用促進事業団の業務  
(業務の範囲)  
第二十七条 雇用促進事業団（以下この章において「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百六十六号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

の条において同じ。) であつた者のうち、前年度において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数(以下この条において「前年度就業日数」という。)が九十日未満である者でその年の前々年の四月一日からその年の前年の三月三十一日までの期間(以下この条において「前々年度」)において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数(以下この条において「前々年度就業日数」という。)が三十日以上九十日以下であるもの、雇用保障手当日額に九十日から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

一 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。  
二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。  
(実施の基準)

意見を聴いて定める基準によつてしなければ、労働大臣が中央職業安定審議会の

**第二十六条** この章に定めるもののほか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十二条第一項の規定による指示

**第二十五条** 第十九条の規定による承認、第二十条の規定による指示、第二十一条

三 納付金の徴収を行うこと。  
四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。  
(雇用保障手当の支給)  
と。

**第二十八条** 事業団は、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当（以下この章において「手当」）

三 前年度を通じて登録専業労働者であつた者のうち、前年度就業日数が九十日未満である者で前々年度就業日数が九十日を超えるもの 雇用保障手当日額に九十日数を差し引いた日数を乗じて得た額

算した額

四 前年度を通じて登録専業労働者であつた者のうち、前年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が前々年度就業日数を下回るもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前々年度就業日数から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

五 前年度を通じて登録林業労働者であつた者のうち、前年度に登録兼業労働者で第七条第一項の規定による登録を受けた兼業労働者をいう。)である期間があつた者で前年度就業日数が前々年度就業日数を下回るもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前々年度就業日数が前々年度就業日数を下回るとき、前年度基準就業日数が前々年度就業日数を下回るときは、前年度基準就業日数が前々年度就業日数を下回るとき

は、前年度基準就業日数)から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 前項に規定する雇用保障手当日額は、前年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、雇用保障手当日額が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第三章第四節の規定によつて支給される日雇労働求職者給付金の日額を下回らないようになるとともに、あ

らかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第一項第五号に規定する前年度基準就業日数は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が決定する日数とする。

5 前年度に登録林業労働者である期間があつた者で第一項各号のいずれにも該当しないもの(前年度就業日数が前々年度就業日数を下回る者に限る)に係る手当の支給要件及び額の特例については、政令で定める。

6 手当の支給の手続その他手当の支給に関し必要な事項は、労働省令で定める。(支給制限)

第二十九条 登録林業労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定めるところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 登録林業労働者が、偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けようとしたときは、事業団は、その者に対して支給すべき手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた林業事業体の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その林業事業体に支給を受けた者は一部を返還させることができる。

2 第四十条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第三十一条 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回(チエーノソーやは刈払機を使用する登録林業労働者にあっては、六月以内ごとに一回)、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業団は、チエーノソーやは刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断(以下「特殊健康診断」という)を行ふものとする。

3 前項の特殊健康診断は、第一項の健康診断に併せて行うことができる。

(返還)

第三十二条 事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

(納付金)

第三十三条 事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第三号の納付金を徴収する。

2 第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担し、同条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体が負担する。

3 森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき（森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く。）の立木の売渡価格（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、政令で定める評価基準に基づいて算定した立木の価格）に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金として第一

号に掲げる額と同条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額とを合算した額とする。

1 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超

えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額

2 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した林業労働者の各月における労働省令で定める方法により算出した延数を乗じて得た額

5 登録林業労働者が負担すべき納付金の額は、その者が林業の業務に従事するために雇用されて支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に千分の五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

6 労働大臣は、前三項の率及び第四項第二号の金額を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならぬ。

7 労働大臣は、第三項から第五項までの率及び第四項第二号の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の納付)

第三十四条 森林所有者は、納付金を納付す

る義務を負う。

2 森林所有者は、納付金を、立木を売り渡した日（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日）から三月以内に納付しなければならない。

第三十五条 林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2 林業事業体は、その月に賃金を支払った登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならない。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために登録林業労働者を雇用したときは、林業労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還しなければならない。

(納付金の還付等)

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業

事業体が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するとときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 森林所有者又は林業事業体が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき その納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、森林所有者又は林業事業体がその納付すべき納付金の額に満たないとき その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

- 一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
- 二 強制執行を受けるとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五 競売の開始があつたとき。

六 法人である森林所有者又は林業事業体が解散したとき。

七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十条 納付金その他のこの章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く)において、督促状により指定

して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前

条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができます。

(延滞金)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特權の順位)

第四十二条 納付金その他のこの章の規定によべき期限は、督促状により指定

る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十三条 林業事業体の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項（以下「納付金事務」という。）を処理することができる。

2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた林業事業体の団体（以下「納付金事務組合」という。）は、第

一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律

の規定に違反したとき、又はその行うべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の許可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の許可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十四条 事業団は、納付金事務組合に納付金事務の処理を委託した林業事業体に対

してすべき納付金の納入の告知その他の通知については、これを納付金事務組合に対してするものとする。

第四十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他のこの章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、第二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他のこの章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該林業事業体から徴収することができ

2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十条第一項の規定（第三十条第二項において準用する場合を含む。）による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断の効力を生ずる。（譲渡等の禁止）

第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(区分経理)

第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務（以下「林業労働者福祉業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならぬ。

(国の補助)

第五十条 国は、事業団に対し、第二十七条第一号の業務に要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

第四十六条 納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所

2 国は、政令で定めるところにより、事業

団に対し、第二十七条第二号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

#### (監督)

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、林業労働者福祉業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

#### (準用)

第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十七条第三号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十

条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は林業労働者福祉業務について準用す。

#### (雇用促進事業団法の特例等)

第五十三条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、林業労働者福祉業務及び第四十九条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法

第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条

第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十一条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第六章 振動障害の予防等  
(林業事業体の責務)

第五十四条 林業事業体は、林業労働者の振動障害の予防に関し、労働安全衛生法（昭和四七年法律第五十七号）の規定による

#### (通知)

#### (通知)

ほか、事業に必要な数の低振動のチエーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チエーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適当な組合せ、高年齢者、女子等によるチエーンソー又は刈払機の使用についての適切な配慮その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### (出来高払制の禁止)

第五十五条 林業事業体は、チエーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高払制で使用してはならない。

#### (健康診断の受診義務等)

第五十六条 林業労働者は、第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団

が行う健康診断を受けなければならない。

ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

2 林業事業体は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

2 林業事業体は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

(国の援助)

第五十九条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のチエーンソー及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

(療養施設等)

第六十条 国は、振動障害にかかる林業労働者(次項において「振動障害者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、振動障害の福祉を増進するため、

振動障害者の療養生活の援護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の安定)

第六十一条 国は、振動障害の症状が軽快しチエーンソー又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになった林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うよう努めなければならない。

(職業訓練)

第六十二条 国は、振動障害の症状が軽快し

た林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

い。

第七章 雜則

(林業事業体の努力義務)

第六十三条 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者の雇用を安定させるために必要な措置を講ずることにより、林業労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

2 林業事業体及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるよう、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業事業体の団体)

第六十四条 林業事業体は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業体の指導及び連絡を目的とする林業事業体の団体を組織するよう努めなければならない。

(労働条件の基準の協議)

第六十五条 林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登

録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

(労働保険制度等の検討)

第六十六条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(教育訓練施設の設置等)

第六十七条 国は、林業労働者の養成及び資質の向上を図るため、教育及び職業訓練のための施設の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に關して知り得た林業労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公

共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の徴収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、林業事業体若しくは林業労働者に対し、常用労働者証明書の交付、林業労働者の登録その他の事項について報告を求め、又はその職員に、林業事業体の事務所に立ち入り、林業労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員

は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十一条 雇用促進事業団は、雇用保障手当の支給及び納付金の徴収に関して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業体、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた林業事業体の団体又は登録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を

求めることができる。

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるとときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第七十条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十三条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長）は、公共職業安定所又は林業労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に關して無料で證明を行うことができる。

（雇用保障手当の支給等に関する不服申立て）

第七十四条 雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分に不服がある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、

労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（徴収金の徴収に関する不服申立て）

第七十五条 納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（不服理由の制限）

第七十六条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保障手当の支給又は納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第七十七条 林業労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分の取消しの訴え

は、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)

第七十九条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(適用除外)  
第八十条 第三章第二節及び第三節の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。

第八章 罰則

第八十一条 林業事業体が第五十五条の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三十四条第一項の規定に違反して、督

促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第十九条の規定に違反したとき。

2 第三十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

3 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

二 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

2 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

3 第七十七条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

四 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同

項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第一項又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

2 第七十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第八十四条 林業事業体が第十四条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

2 林業労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して、林業労働者登録証明書を他人に譲渡し、又は

貸与したとき。

二 第七十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、

三 第七十二条第一項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十一条から前条まで（第八十二条第四項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を处罚する場合においては、その代表者は又は管理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 登録林業労働者が第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたときは、十万円以下の過料に处罚する。

## 2 登録林業労働者が第十条第二項の規定に違反したとき、又は常用労働者が第十四条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、一円以下の過料に处罚する。

### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

#### （経過措置の政令への委任）

第二条 第十三条の規定の施行の日前に林業事業体が常用労働者として使用するに至つた労働者であつて、同日において常用労働者として使用するもの及び第十八条の規定の施行の日前に林業事業体が雇い入れて同日に林業労働者（常用労働者を除く。）として使用するに至つた労働者であつて、当該雇入れに係る雇用期間が同日以後にまたがるものに関する経過措置は、政令で定め

加える。

#### （労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

#### （第二条に次の二項を加える。）

3 雇用保険審査官は、前項に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、林業労働法（平成二年法律第 号）第七十四条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

第七条第二項に後段として次のように加える。

又は伐採の事業その他林業の事業

第九十八条第二項中「労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）」の下に「及び林業労働法（平成二年法律第 号）」を加える。

#### （職業安定法の一部改正）

第四条 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一条号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び林業労働法（平成二年法律第 号）」に改め、「地方職業安定審査会は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

加える。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

#### （第二条に次の二項を加える。）

3 雇用保険審査官は、前項に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、林業労働法（平成二年法律第 号）第七十四条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

林業労働法第七十四条第一項の規定による審査請求も、同様とする。

第二十五条第二項中「取り扱うほか、」の下に「林業労働法第七十四条第一項の規定による再審査請求の事件及び」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十三号を第十四号

別表第三中

「 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	同法の規定による 事業主又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書
---	--

を

#### 理由

第十条第一項中「及び港湾労働法」を「港湾労働法及び林業労働法」に改める。

第五条第五十三号の次に次の二号を加える。  
第五条第五十三号の次に次の二号を加える。

第五条第五十三号の次に次の二号を加える。

とし、第四号から第十一号までを一号づつ  
繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

五十三の二 林業労働法に基づいて、全

國林業労働計画を策定すること。

五十三の三 林業労働法の施行に関し

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十  
三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十三号を第十四号

「 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	同法の規定による 事業主又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書
---	--

を

#### 理由

森林のもつ諸機能の維持増進のため必要不可欠な役割を担っている林業労働者が、雇用状態、労働条件、職業病対策等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働計画を策定し、林業労働者について登録制度を設け、公共職業安定所による紹介を行い、その他雇用保障手当の支給、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより林業労働者の地位の向上を図るとともに、林業に必要な労働力を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「及び港湾労働法(昭

和六十三年法律第四十号)」を「港湾労働

法(昭和六十三年法律第四十号)及び林業労働法(平成二年法律第一号)に改め

本案施行に要する経費としては、平年度約百十三億円の見込みである。

# 林業労働法案要綱

## 第二 林業労働計画

### 一 全国林業労働計画

1 労働大臣は、五年ごとに、十五年を一  
期とする全国林業労働計画を策定しなけ  
ればならない。

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、森林の有する諸機能の發揮の  
ために欠くことのできない役割を担つてゐる

林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他  
の労働者に比較して低位にある実情にかんが  
み、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改  
善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する  
施策を講じ、もつて林業労働者の地位の向上  
と林業に必要な労働力の確保とを図り、あわ  
せて山村地域の振興に寄与することを目的と  
する。

#### 二 定義

##### 1 林業

次に掲げる事業をいう。

イ 森林の立木竹の伐採及び搬出の事業

ロ 造林又は育林の事業

ハ 造林のための種穂の採取又は苗木の  
育成の事業

ニ 林道の整備の事業

ホ 森林の土地の保全又は保安施設の整  
備の事業

ヘ イからホまでの事業に附帯する事業  
2 森林所有者

所有し、及び育成することができる者を  
いう。

##### 3 林業事業体

林業労働者を雇用して林業を行う者を  
いう。

##### 4 林業労働者

林業事業体に雇用され、林業の業務に  
従事する労働者をいう。

##### 5 常用労働者

同一の林業事業体に常時雇用される林  
業労働者をいう。

##### 6 専業労働者

常用労働者以外の林業労働者で、年間  
を通じて林業の業務に従事するものをい  
う。

##### 7 兼業労働者

常用労働者以外の林業労働者で、時季  
を定めて林業の業務に従事するものをい  
う。

#### 二

##### 1 都道府県林業労働計画

都道府県知事は、全国林業労働計画に  
即して、毎年、当該都道府県の区域内の  
市町村林業労働計画に基づいて、都道府  
県林業労働計画を策定しなければならな  
い。

は、次のとおりとする。

### 一 林業の事業の量

二 林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

三 林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

### 三 市町村林業労働計画

#### 1 政令で定める面積以上の森林がその区域に存在する市町村の長は、毎年、市町村林業労働計画を策定しなければならない。

2 市町村林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

#### 一 林業の事業の量

二 林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

三 林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

### 3 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮しなければならない。

4 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、当該市町村に關係を有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者、林業労働者の代表者、公共職業安定所長、労働基準監督署長及び市町村長が必要と認める者をもつ

て構成する協議会の意見を聴かなければならぬ。

5 都道府県知事は、市町村林業労働計画について必要な調査を行うことができるのである。

### 第三 林業労働者の登録等

#### 一 林業労働者の登録

公共職業安定所長は、当該公共職業安定所の管轄区域内で行われる林業の業務に主として従事することを希望する林業労働者（常用労働者を除く。）につき、その者の申請に基づき、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務の種類、兼業労働者にあつては林業の業務に従事することを希望する時季その他の事項を、林業労働者登録簿に登録する。

2 公共職業安定所長は、林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

3 林業事業体は、常用労働者証明書の交付を受けたときは、常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

4 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

#### 二 林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳

##### 帳

1 公共職業安定所長は、林業労働者の登録をしたときは、その登録した林業労働者（以下「登録林業労働者」という。）に

林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

ばならない。

#### 三 常用労働者の届出及び常用労働者証明書

1 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

3 林業事業体は、常用労働者証明書の交付を受けたときは、常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

#### 四 林業事業体名簿

##### 1 届出

1 林業事業体は、公共職業安定所長に対し、その名称、住所、事業内容その他の事項を届け出なければならない。

2 林業事業体名簿の作成及び閲覧

公共職業安定所長は、林業事業体名簿を作成し、これを林業労働者の閲覧に供するものとする。

## 第四 林業労働者の雇用

### 一 林業労働者の雇用

林業事業体は、公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、林業労働者（常

用労働者を除く。以下第四（四）の2を除く。）において同じ。）として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職

業安定所に林業労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることがで

きないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇い入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

### 2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該当する場合において、公共職業安定所

の紹介による者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するときは、当該林業労働者の雇用期間その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

3 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前項の規定により届け出た雇用期間（これらの雇用期間について短縮の指示があつたときは、その指示

された期間）を超えて引き続き雇用しようとするとときは、その引き続き雇用しようとする時間を明示して、公共職業安定

所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る時間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

### 二 雇用期間の短縮の指示

公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるとときは、林業事業体が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

### 三 林業労働者の紹介

公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に對して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとする。

### 四 紹介停止

1 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人について公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇い入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人の申込みをして登録林業労働者として林業の業務に就いた日数就いた日数（以下「前年度就業日数」という。）が九十日未満である者で前々年度において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数（以下「前々年度就業日数」という。）が三十日以上九十日以下であるもの雇用保障手当額に九十日から前年度就業日数を差し引いた日数を

事業体に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月

間、当該林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

1 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

2 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

## 第五 林業労働者の雇用保障等

### 一 雇用保障手当の支給

1 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、次の各号に掲げる者に對して、当該各号に定める額の雇用保障手当を支給する。

1 前年度を通じて登録専業労働者（第

三の一の規定による登録を受けた専業

労働者をいう。以下同じ。）であつた者

のうち、前年度において登録林業労

働者として林業の業務に就いた日数

（以下「前年度就業日数」という。）が

九十九日未満である者で前々年度におい

て登録林業労働者として林業の業務に就いた日数（以下「前々年度就業日数」という。）が三十日以上九十日以下であるもの雇用保障手当額に九十日から前年度就業日数を差し引いた日数を

### 乗じて得た額

二 前年度を通じて登録専業労働者であった者のうち、前々年度就業日数が三十日未満である者で前年度就業日数が前々年度就業日数を下回るもの、雇用保障手当日額に前々年度就業日数から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

三 前年度を通じて登録専業労働者であった者のうち、前年度就業日数が九十日未満である者で前々年度就業日数が九十九日未満である者で前々年度就業日数が九十日を超えるもの、雇用保障手当日額に九十日から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当日額の百分の八十に前々年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額と合算した額

四 前年度を通じて登録専業労働者であつた者のうち、前年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が前々年度就業日数を下回るもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前々年度就業日数から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

五 前年度を通じて登録林業労働者であつた者のうち、前年度に登録兼業労働者（第三の一の規定による登録を受けた兼業労働者をいう。）である期間があ

つた者で前年度就業日数が前々年度就業日数を下回るもの、雇用保障手当

額の百分の八十に前々年度就業日数（前年度基準就業日数が前々年度就業日数を下回るときは、前年度基準就業日数）から前年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 雇用保障手当日額は、前年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の労働省令を制定し、又は改正する場合には、雇用保障手当日額が日雇労働求職者給付金の日額を下回らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならぬ。

### 三 健康診断

1 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回（チエーンソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあっては、六月以内ごとに一回）、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、医師による特別の項目についての健康診

断（以下「特殊健康診断」という。）を行ふものとする。

3 事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

### 四 納付金

1 事業団は、雇用保障手当の支給及び健康診断の費用に充てるため、納付金を徴収する。

2 雇用保障手当の支給の費用に充てるための納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担し、健康診断の費用に充てるための納付金は、林業事業体が負担する。

3 森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき（森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く。）の立木の売渡価格（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、政令で定める評価基準に基づいて算定した立木の価格）に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、雇用保障手当の支給の

費用に充てるための納付金として第一号に掲げる額と健康診断の費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額

二 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した林業労働者の各月における延数を乗じて得た額

5 登録林業労働者が負担すべき納付金の額は、その者が林業の業務に従事するため雇用されて支払いを受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に千分の五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

6 国は、事業団に対し、雇用保障手当の支給の費用の三分の一及び健康診断の費用の一部に相当する金額を補助する。

## 第六 振動障害の予防等

### 一 林業事業体の責務

#### 1 振動障害の予防

林業事業体は、林業労働者の振動障害の予防に関し、事業に必要な数の低振動

のチエーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チエーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適切な組合せ、高齢者、女子等に

よるチエーンソー又は刈払機の使用についての適切な配慮その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 2 出来高払制の禁止

林業事業体は、チエーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高制で使用してはならない。

#### 3 健康診断結果の尊重

林業事業体は、健康診断の結果、振動障害の予防その他林業労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、

当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならぬ。

## 第七 雜則等

### 一 労働条件の基準の協議

林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

### 二 労働保険制度等の検討

政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等

設の設置及び運営振動障害者の療養生活の援護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 国は、振動障害の症状が軽快しチエーンソー又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになつた林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うよう努めなければならない。

4 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

### 三 教育訓練施設の設置等

国は、林業労働者の養成及び資質の向上を図るため、教育及び職業訓練のための施設の設置等必要な措置を講ずるものとする。

### 四 罰則

罰則等所要の規定を整備する。

### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。



罰則等所要の規定を整備する。

現在労働省においては、緊急失業対策法に基づく失業対策制度についての検討がすすめられています。今年は七回目の検討になりますが、一九八〇年に「失対事業は基本的には終息を図るべき段階にきていた」との報告が出されて以来、事業は定年制度の導入などにより、縮小されながら推移してきました。

周知のように、失対事業の就労者は、他の職種・業種への就職が著しく困難であり、年金も極めて少額しか取得できないという高齢者が大部分です。これら失対就労者の間には、

今回の検討で、就労条件の更なる低下や失対事業の廃止が打ち出されるのではないかとう不安や懸念が広がっています。

また、労働力不足といわれながらも、高齢化社会の進行の中で、中高年齢者等の就職はますます困難になつております。高齢者雇用対策

### 日本社会党失業問題対策特別委員会

委員長 池端清一  
事務局長 中西績介

### 記

の充実が何よりも求められているところであります。こうした状況を踏まえ、失業対策諸事業の再検討ならびに来年度予算編成にあたっては、以下の諸点について措置するよう申し入れます。

一、現行の失業対策諸事業および任意就業事業は、新たな就労事業が確立するまで継続実施することとし、急激な事業縮小は行わないこと。

一、検討にあたつては、昭和四六年第六五国会での衆・参両議院における「中高年雇用促進法」の付帯決議、および平成二年第百

十八特別国会での高齢者雇用安定法改正の趣旨を尊重すること。

一、失対就労者の賃金を引き上げ、就労日数

の増加を図ること。

一、シルバー人材センターの充実と改善をは

一九九〇・八・四

かること。

一、失対事業の補助率引き下げ措置は、地方

自治体にとって大きな財政負担となつてい

るので、補助率を三分の二にもどすこと。

一、雇用機会の少ない地域に対する雇用対策

を強化し、新しい公的就労事業を国の制度として実施すること。

一九九〇年八月三日

労働大臣

塚原俊平 殿

地球環境を維持するため森林の維持・造成が国際政治の場でも大きな課題となつてゐる。こうした国際環境の中で、先進国の一員であるわが国が、木材供給の七割を外国に頼む状況は寒心に耐えない。こうしたことば、熱帯雨林の喪失に加担し、加えて外材主導による価格の低迷を招き、国内森林の経営意欲を失わせ、間伐などの手入れ不足による森林資源の弱体化、労働者の高齢化と減少などを招いている。このような状況を放置していくならば、国土の健全な維持発展を期しがたいばかりか、絶滅が心配される熱帯雨林の伐採を続けることで、国際的にも指弾を受けることになりかねない。日本社会党は、先に「GNPの1%を森林資源の育成に投資せよ」と提唱したが、日米構造協議で国際的な公約となつた「公共投資四三〇兆円」の一割を森林資源の充実に投資し、国際協調、均衡ある国土の発展などをふまえた森林・林業予算の飛躍的充実をはかるため、一九九一年度予算の編成に際しては、政府が以下の事項を重点的

に配慮するよう申し入れる。また、この申し入れを具体化するため、今後も継続して協議を続けたいので併せて申し入れる。

記

#### 一、総合対策

1 外材の節度ある輸入と熱帯雨林の再生のため、輸入木材から一定の『熱帯雨林再生基金負担金』(仮称)を徴収し、これと同額の政府資金を加え国際熱帯木材機関(I T O)に拠出し、現地の要請に応じて造林を行うこと。

2 森林の公共的機能を評価し、所有や經營規模を越え、地域の森林を総合的に活用し、活性化を図る施策をすすめること。このため、

- ① 資源内容、所有権の現状、労働者の状況など今後の政策展開に必要な調査を実施する。
- ② 地域の森林計画を一元的に展開できるように、森林審議会の機能を強化し、市



## 一九九一年度森林・林業 予算編成についての申し入れ

町村にも自主的に所有権・住民・自治体などが協議できる機関を設ける。

## 二、民有林対策

### 1 資源充実

森林資源充実を公共事業の長期計画として位置付け、「全国森林計画」を実施できる

予算の裏付けを行い、資源充実を図ること。

① 間伐の促進（助成対象の拡大と助成率の引き上げ及び間伐資源の利用促進のための搬出費用の補填と製材・加工費用の助成）。

② 林道開設の促進（一五年間に六万七九〇〇kmの開設を担保する）。

③ 複層林施業や育成天然林施業に対する助成強化。

2 需要拡大、生産性向上と地域活性化対策

木材需要の拡大、生産コスト低減のための生産基盤の強化を図り、林業経営者の自助努力を容易にし、地域活性化を図ること。

① 国産材需要の拡大（モデル的木造建

設・木造タイルによる街路の舗装などに對する助成、公共的建物については一定

の割合で国産材の使用を義務付け、国産材使用に対しては助成策をとる。とりわけ、間伐材については高率補助制度を適用する）によるコスト削減。

- ② 林道網の充実、機械化（機械のリース制度の助成）によるコスト削減。
- ③ 間伐助成の対象地を拡大、補助率（現四五%→七五%）の引き上げを図ること。
- ④ 森林整備公社（地方自治体設立）の長期貸付けの利子の助成を図ること。

### 3 労働力対策

- ③ 地域対策として、定住条件の整備、仕事を進めること。
- ④ 外部資金の導入

現在進められている「緑と水の森林基金」は直接山林育成に投下できないものであり、額も少なく、到底山村の要求に応えるものとなっていない。したがつて政府による「森林基金」や緑の債券など森林育成のための資金導入の制度を創設すること。

① 社会保険・退職者共済への完全加入。

② 雇用安定、振動病の予防・認定・治療対策などの充実を始め、安全対策の推進。

- ⑤ 共有林の所有権など権利と管理について実態を調査し、管理の仕方を再検討すること。
- ⑥ 林業・林産業の協業化・共同化にあたつての援助・助成制度を強化すること。
- ⑦ 後継者対策の一環として「森林・林業」についての教育を充実させること。

### 三 国有林対策

国有林野事業特別会計の再建策の策定現行の自助努力中心の「改定改善計画」を改め、国有林にふさわしい役割が發揮できるよう、次のような財政再建策を樹立し、それにそつた九一年度予算編成をすること。

① 再建期間を一五年とし、五年毎の再建整備計画を定め、財政再建だけでなく、

国有林の資源充実や地域振興など国有林の役割が発揮できる再建計画を樹立すること。

② 国民が安価で良質な自然を享受できるよう、国有林野事業の範囲を拡大し、直接にリゾート経営・セカンドハウスの分譲（地上権）をも可能にし、あわせて収益の確保を図ること。

③ 自然保護に配慮した育成天然林施業や複層林施業のため、常時労働者が森林の育成を考えた伐採と管理が求められる。また、労働力確保、林業技術の向上

と伝承のためにも、現行程度の直営直ようを確保し、機械化林業に担い手になる

など、地域と一体になつた新たな事業展開をはかること。

④ 公益勘定を創設し、造林・林道・国有財産管理など国有林の公共財としての公

益的資源充実や治山など国有林内の公益的機能を保全管理するための事業の経費を一般会計から繰り入れること。

⑤ 収益事業では、木材提供のほかに、国民のための保健機能の充実・森林との接觸を強めるインストラクターの設置、セ

カンドハウスの分譲・観光情報の提供・温泉開発など事業範囲を拡大、国民の多

様なニーズに答えるとともに、収益の確保に努める。

⑥ 二兆二〇〇〇億円の累積債務について

は、造林・林道など公共的機能の造成にかかる投資分については一般会計で償還を行うこと。

一九九〇年八月四日

日本社会党中央執行委員長

土井 たか子

日本社会党森林・林業再建委員長

山口 鶴男

日本社会党農林水産局長

竹内 猛

日本社会党農林水産部会長

田中恒利

日本社会党林業対策特別委員長

川俣 健二郎

農林水産大臣  
山本富雄殿  
一九九〇・八・七

## 人事院勧告に対する談話

日本社会党公務員対策特別委員会

委員長 久保亘

人事院は八月七日、内閣総理大臣と衆参両院議長に対して、国家公務員給与を平均一〇、七二八円（三・六七%）引き上げることを中心とする勧告と、夏季休暇制度新設などの労働時間短縮・週休二日制に関する「報告」をおこなつた。

勧告や「報告」の内容は、①給与引き上げの水準が、九〇春闘の水準を下回っていること。②一時金の増額が不十分であり、役職別の傾斜配分の拡大が行われていること。③完

ていいことなど、公務員労働者の要求からすれば不十分であるといわざるをえない。

しかし社会党は、公務員労働者の生活改善や国民生活などへ与える勧告の影響を考慮し、政府が直ちにこの勧告を完全実施する閣議決定を行うとともに、今秋に予定されている臨時国会において、給与法改正案を早期に成立させ、新賃金の早期支給をはかるよう強く求めるものである。

一九九〇年八月七日

（一九九〇年八月一二日には大蔵大臣に対しても同内容の申し入れを行つた。）

## フォローアップによつても 消費税の矛盾と欠陥は明白（談話）

日本社会党政策審議会

会長 伊藤 茂

一、政府は、本日、消費税のフォローアップ

報告（大蔵省の「消費税に関する特別集計報告」など）をとりまとめ、政府税調並びに税制に関する両院合同協議会専門者会議に報告した。

この「報告」によつて、我々が指摘してきた矛盾と欠陥に満ちた欠陥税制という消費税批判は妥当であることが証明されてい

る。  
しかも、「報告」は、消費税の最大の矛盾である消費者が払った約五〇〇〇億円が国庫に入らないという問題について、その税金がどこへ行つたのかという根幹の問題は追跡しないというものであり、調査と作業に作為を感じさせる。

二、消費者物価は全体で二・九%も上昇し、とくに食料品やサービス関係は三%を超える上昇を示しているものもあり、消費税の

逆進性の構造が明らかになつてゐる。

同時に、一方においては小売り規模が小さいほど転嫁を行つてゐる比率は低くなつております、消費税が零細事業者にとつて商売の阻害要因であることを物語つてゐる。

また、カルテルによる便乗値上げも約

六〇件程度認められ、下請け代金に消費税分を上乗せしていない事例は若干しかなかつたとされてゐるが、これらは氷山の一角であり、今後コスト増等によりこうした事例は徐々に増えることも予想される。

三、問題の簡易課税については、売上五億円以下事業者の六七・七%が選択しているが、その七割以上は税理士に相談したうえでの選択であり、簡易課税が得である事実を浮き彫りにしている。また、事業者の付加価値率も業種によつてかねて指摘されてきた通り、卸売業の一四・八%を最低として、

運輸・通信業の四五・二%、不動産業の四五・六%など（いずれも五億円以下）いずれも高いことが明らかにされてゐる。

なお、消費税導入に際して要した費用は五万円以下という事業者が五五・九%となつており、改めて税額の国庫不入問題を提起していると考える。

四、政府の作戦的なフォローアップによつても消費税の矛盾と欠陥は隠蔽しがたい。消費税は廃止する以外にないという我々の主張は極めて妥当であり、今後、税制問題に関する両院合同協議会を始めあらゆる場において消費税の矛盾と欠陥を追及し、その廃止をめざしていく。



一九九〇・八・一〇

## 申し入れ

産業廃棄物処理場に、かなりの量の放射能が含まれていたのは重大な問題であり、所管官庁として早急に次のような対策をとられるよう申し入れる。

### 記

四、周辺や下流の作物や水について、含まれるウランやトリウムなどを核種ごとに分析すること。  
五、これら廃棄物の輸送や処分に従事した人と、処分場の近くに住んでいる人については、製造工場の労働者とともに健診断を実施し、肺など体内に取り込んだ放射能も測定すること。

六、酸化チタンやチタニウム製造工場からの廃棄物だけでなく、この際すべての産業廃棄物処分場について、放射能が含まれていないかどうかをチェックすること。

七、必要な処置が機敏にとられるよう、関係省庁によってプロジェクトを設置し、行政指導を強化するとともに、法律も整備すること。

三、事態の改善に要する費用については、輸

入業者も含め、発生者責任においてまかなうものとするとともに、一定程度以上の放射能を含む鉱石等については輸入を中止すること。

一九九〇年八月一〇日

科学技術庁長官

大島友治 殿

参議員

喜岡 藤野

優繁

日本社会党科学技術部会  
部会長 野坂 浩  
日本社会党香川県本部  
委員長 三野 喜  
衆議員 加藤 岡

賢淳 美秋



## 編集後記

◆国会は、久しぶりに「休会中」です。ここ数年、売上税や消費税問題で国会のリズムは異常に乱れたままでした。国会は、毎年年末に開会される会期一五〇日の通常国会（特別国会）が延長されたとしても六月中、あるいは七月中旬にはいつたん幕を閉じ、閉会中の審査や、必要に応じて臨時国会を招集するというのが会期制のもとでの常識であるように思います。その意味で国会のリズムはいま異常から常識へと立ち戻りつつあるといつてよいかと思います。

◆政策審議会のスタッフである私たちからすると、この国会の「休会」は「政策づくり」の絶好の機会です。国会閉会中は、委員会での質疑準備や法案対策に追われて「政策づくり」が手薄になってしまっているのが現状ですから、この機会を逃して成るものかと猛暑の中、スタッフ一同ケンケンガクガクの政策論議を続けているところです。

◆特に、不公平税制の是正と消費税廃止・見直し問題を討議する「税制問題等に関する両

院合同協議会」に向けて社会党の政策づくりを進める財政金融政策委員会は、夏休みもそろそろ連日の作業に取り組んでいます。また、中東問題対策プロジェクトをはじめ、アジアの平和・軍縮計画、高齢化対策、地球環境問題の各プロジェクトが政策のとりまとめを目指しています。このうちの幾つかは、一〇月七日から三日間社会党的衆参全国会議員が集まる「第六回政策研究集会」の場で政策提起することになっています。九一年度編成作業の進む中、秋の政策論争をリードできるものだと思います。

◆そこで、これらの作業を支える政策審議会のスタッフですが、九月一日に新しく採用・配属された二名を加え、事務局長以下二一名です。この二一名で予算委員会など一六の部会と、総合政策調査会のもとに設置される選挙制度政策委員会など二二の政策委員会、さらに電機産業対策特別委員会や鉄鋼産業対策特別委員会など五〇ちかい対策特別委員会を担当しています。スタッフにとつては「休会」とはいつても相変わらずの忙しさです。

◆政策審議会は、これまでの第一議員会館一階の事務局に加え、新たに地下二階に総合政策調査会室・政策審議会正副会長室、会議室、さらに近く本館三階に参議院政策審議会室をスタートさせます。ぜひ、お立ち寄りください。お待ちしております。

(H)

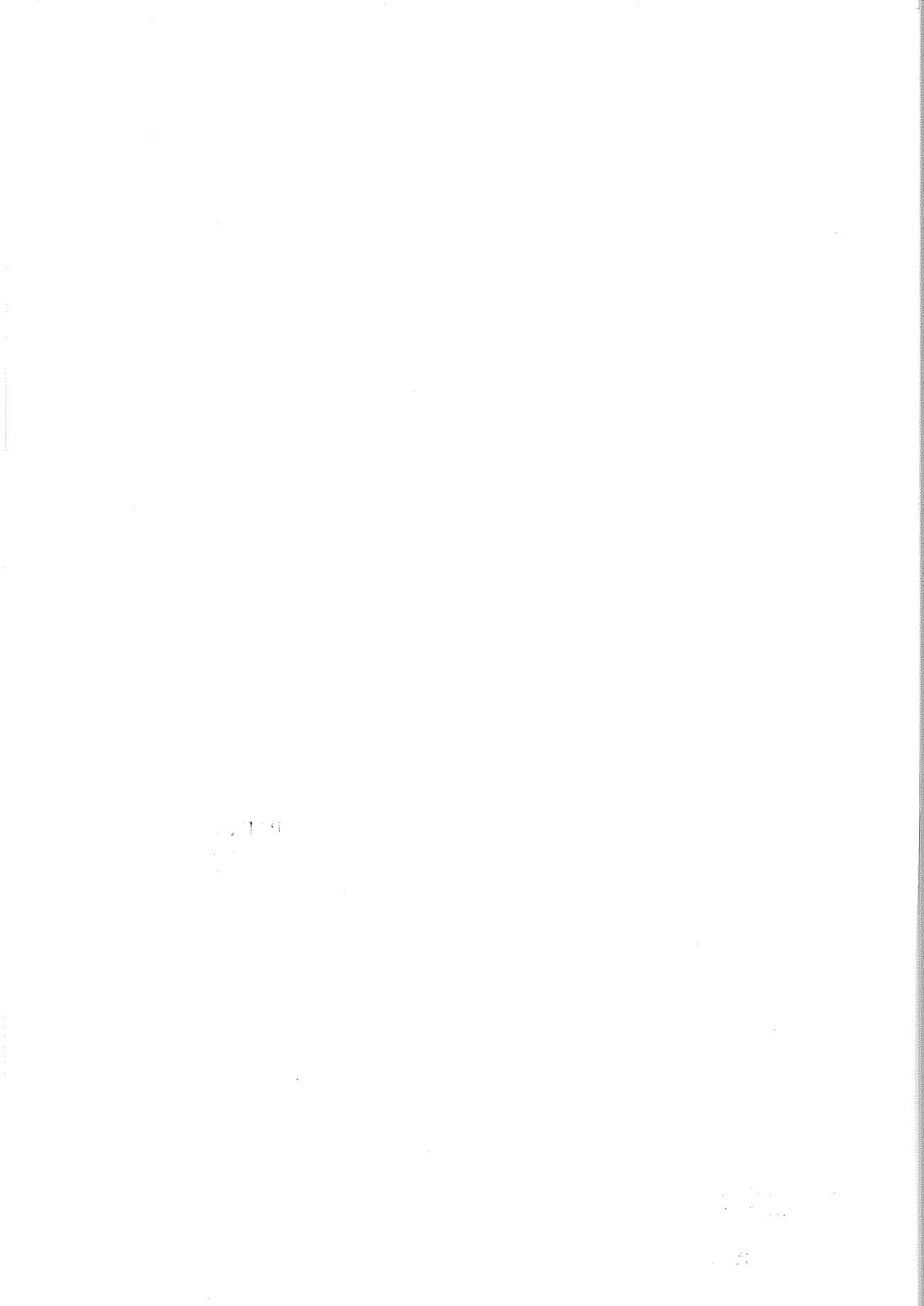
### 政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	押田三郎
	浜谷博
兼事務局長	渡辺博
会計監査	佐藤敬治
	泊谷照美

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	押田三郎
	浜谷博
兼事務局長	渡辺博
会計監査	佐藤敬治
	泊谷照美

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円	（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。		
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203888	
日本社会党政策審議会		



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

---

October 1990

No. 289

---

Foreword ; Tomiichi MURAYAMA, Vice-Chairman of the Policy Board

**Special Issue I : Iraqi Invasion into Kuwait**

Comment against Iraqi Invasion into Kuwait Issued by General Secretary  
YAMAGUCHI

JSP's Observation on the Latest Situation in the Middle-East Area

Measures for the Peaceful Solution of the Gulf Crisis

Others

**Special Issue II : General Policy for the 12th United Local Election**

Campaign

**Documents :**

Forest Labour Bill and its Summary Submitted by JSP

Others

---

PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE JAPAN SOCIALIST PARTY

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

### **政策資料 10 月号**

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館  
電話 東京 03(581)5111内線3886~7  
FAX 東京 03(502)5857

---

定価300円 (送料51円)